

R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書-1	A-26	改修後 展開図-1
A-02	特記仕様書-2	A-27	改修後 展開図-2
A-03	特記仕様書-3	A-28	改修後 展開図-3
A-04	特記仕様書-4	A-29	改修後 建具表
A-05	付近見取図・配置図・仮設計画参考図	A-30	既存 WD-2 詳細図
A-06	構造概要・仕上表	A-31	改修後 WD-2 ホール、器具庫、更衣室 詳細図
A-07	既存 1階平面図	A-32	既存 屋外階段・タラップ 詳細図
A-08	改修後 1階平面図・建具配置図	A-33	改修後 タラップ・屋外階段 詳細図
A-09	既存・改修後 2階平面図	A-34	既存・改修後 1,2階 手摺部 平面・立面図
A-10	足場計画参考図1	A-35	改修後 2階タラップ塗膜防水 平面図
A-11	足場計画参考図2	A-36	既存シャワー仕切り撤去及び新設床張・更衣室A・C 詳細図
A-12	既存 立面図-1	P-01	管工事 特記仕様書
A-13	既存 立面図-2	P-02	給排水設備 改修1階平面図
A-14	改修後 立面図-1	E-01	電気工事 特記仕様書(1)
A-15	改修後 立面図-2	E-02	電気工事 特記仕様書(2)
A-16	改修前・改修後 炬計図	E-03	照明器具姿図・盤結線図参考図
A-17	既存 体育室天井伏図	E-04	1階平面図 改修後(電灯設備)
A-18	既存 体育室天井地下組図	E-05	2階平面図 改修後(電灯設備)
A-19	既存 小屋伏図・ロープ吊受 平面図・断面図	E-06	2階平面図 改修後(自動火災報知設備)
A-20	改修後 小屋伏図	E-07	2階平面図 改修前(電灯設備)
A-21	既存 ホール・シャワー&更衣室・器具庫・更衣室・シャワー室 天井伏図	E-08	2階平面図 改修前(自動火災報知設備)
A-22	既存 展開図・天井伏図	E-09	1階平面図 支障物件確認図(電灯設備)
A-23	既存 展開図-1	E-10	2階平面図 支障物件確認図(電灯設備)
A-24	既存 展開図-2	E-11	1階平面図 支障物件確認図(自動火災報知設備)
A-25	既存 展開図-3	E-12	2階平面図 支障物件確認図(自動火災報知設備)

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																		
<p>1. 工事名称 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事</p> <p>2. 工事場所 美馬市美馬町宇大宮西</p> <p>3. 敷地面積</p> <p>4. 工事種目 構造規模：R C造2階建 延べ836㎡</p> <p>5. 工事区分 体育館改修工事の内 建築工事、管設備工事</p> <p>6. 工事完成年月日は 令和3年9月30日とする</p>		2. 工事関係図書	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示より速やかに監督員に提出すること。</p>	2. 工事関係図書	<p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生物の処分方法を記載する。</p> <p>・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <p>処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地 運搬距離 処理率(税抜き)</p> <p>運搬車両、積込方法 2t積 人力積込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (円)</th> <th>処分税 (円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コブナト(無筋)</td> <td>徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)</td> <td>美馬市藤野町宇西4774</td> <td>4.7</td> <td>1,300</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コブナト(有筋)</td> <td>徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)</td> <td>美馬市藤野町宇西4774</td> <td>4.7</td> <td>2,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>7x7x8t</td> <td>徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)</td> <td>美馬市藤野町宇西4774</td> <td>4.7</td> <td>1,200</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>柳瀬金属 女優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>54.8</td> <td>0</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>網浦フクリ</td> <td>徳島市上八万町田中1148-1 徳島市上八万町田中1148-1</td> <td>49.6</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有) 徳島興産女優良企業</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>54.6</td> <td>10,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)</td> <td>長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先</td> <td>57.1</td> <td>22,700</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>阿波パラス㈱</td> <td>吉野川市鴨島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11</td> <td>21.5</td> <td>13,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)</td> <td>長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先</td> <td>57.1</td> <td>22,700</td> <td></td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 発生時に再度、処分場へ運入可能を確認すること。 ※ 汚泥処分について、最終処分場及び阿波パラス1t持ち込む場合、受け入れ割に成り残額(222,000円/式)が必要(対象外、工事費) 有価金属</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (円)</th> <th>処分税 (円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨・軽鋼鉄骨</td> <td>株式会社 中倉商店</td> <td>吉野川市川島町川島469-1 阿波市芳野町栢原宇30-1</td> <td>29.0</td> <td>鉄骨H2程度 (刊行本による)</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>サッシ スチール</td> <td>虎尾商事(有)</td> <td>阿南市柳町東中浜174番地 阿南市柳町東中浜174番地</td> <td>80.0</td> <td>-13,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>サッシ アルミ</td> <td>柳瀬金属 女優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>54.8</td> <td>-110,000</td> <td></td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>7x7x8t含有材</p> <p>7x7x8t含有成形部等 補明和7x7x8t</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>補明和7x7x8t</th> <th>三好市山城町寺野字大林場955</th> <th>37.7</th> <th>20,000</th> <th></th> <th>m3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産石綿等</td> <td>補明和7x7x8t</td> <td>三好市山城町寺野字大林場955</td> <td>37.7</td> <td>50,000</td> <td></td> <th>m3</th> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場が処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分場の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、該施設の事情により優良産業処分業者以外の処分場へ処分を行う場合は、理由書を監督員へ提出すること。 また、コンクリート・アスファルト塊の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50mの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が発生する工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出業者、産業廃棄物は産業廃棄物管理(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出計画(様式)を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加酸アスファルト混合物又は木材を工事現場へ搬入する場合には、(一)附)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に属する事業者が行う指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設副産物管理業者が搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事終了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実績書及び再生資源利用促進実績書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	種類	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離 (km)	処分費 (円)	処分税 (円)	単位	コブナト(無筋)	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	1,300		t	コブナト(有筋)	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	2,000		t	7x7x8t	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	1,200		t	金属(処分)	柳瀬金属 女優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	54.8	0		t	ガラス	網浦フクリ	徳島市上八万町田中1148-1 徳島市上八万町田中1148-1	49.6	4,000		t	木材	(有) 徳島興産女優良企業	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	54.6	10,000		t	廃プラ	(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)	長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先	57.1	22,700		t	汚泥	阿波パラス㈱	吉野川市鴨島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	21.5	13,000		t	石膏ボード	(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)	長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先	57.1	22,700		t	種類	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離 (km)	処分費 (円)	処分税 (円)	単位	鉄骨・軽鋼鉄骨	株式会社 中倉商店	吉野川市川島町川島469-1 阿波市芳野町栢原宇30-1	29.0	鉄骨H2程度 (刊行本による)		t	サッシ スチール	虎尾商事(有)	阿南市柳町東中浜174番地 阿南市柳町東中浜174番地	80.0	-13,000		t	サッシ アルミ	柳瀬金属 女優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	54.8	-110,000		t	種類	補明和7x7x8t	三好市山城町寺野字大林場955	37.7	20,000		m3	産石綿等	補明和7x7x8t	三好市山城町寺野字大林場955	37.7	50,000		m3	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <p>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎養生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生物のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進条例その他関係法令等に依り処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合は、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書にないものについては、監督員(契約書)に規定する監督員を以て、種々の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)報告(指図書)を印すること。</p>
種類	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離 (km)	処分費 (円)	処分税 (円)	単位																																																																																																																	
コブナト(無筋)	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	1,300		t																																																																																																																	
コブナト(有筋)	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	2,000		t																																																																																																																	
7x7x8t	徳島建設(北園)723-協和倉庫付工場(中間処分)	美馬市藤野町宇西4774	4.7	1,200		t																																																																																																																	
金属(処分)	柳瀬金属 女優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	54.8	0		t																																																																																																																	
ガラス	網浦フクリ	徳島市上八万町田中1148-1 徳島市上八万町田中1148-1	49.6	4,000		t																																																																																																																	
木材	(有) 徳島興産女優良企業	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	54.6	10,000		t																																																																																																																	
廃プラ	(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)	長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先	57.1	22,700		t																																																																																																																	
汚泥	阿波パラス㈱	吉野川市鴨島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	21.5	13,000		t																																																																																																																	
石膏ボード	(財) 徳島県環境整備公社(徳島支部)	長野野田町東久手平朝日野跡地の先 徳島県松茂町東久手平朝日野跡地の先	57.1	22,700		t																																																																																																																	
種類	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離 (km)	処分費 (円)	処分税 (円)	単位																																																																																																																	
鉄骨・軽鋼鉄骨	株式会社 中倉商店	吉野川市川島町川島469-1 阿波市芳野町栢原宇30-1	29.0	鉄骨H2程度 (刊行本による)		t																																																																																																																	
サッシ スチール	虎尾商事(有)	阿南市柳町東中浜174番地 阿南市柳町東中浜174番地	80.0	-13,000		t																																																																																																																	
サッシ アルミ	柳瀬金属 女優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	54.8	-110,000		t																																																																																																																	
種類	補明和7x7x8t	三好市山城町寺野字大林場955	37.7	20,000		m3																																																																																																																	
産石綿等	補明和7x7x8t	三好市山城町寺野字大林場955	37.7	50,000		m3																																																																																																																	
<p>II. 建築工事仕様書</p> <p>1. 適用基準等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁管轄部会等の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標準仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次に示す。</p> <p>◎改修工事等記載 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中における原則施工できない。また、休日にしても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。 ・令和3年10月1日から、学校が体育館内部部を使用できるよう工程調整すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び協議を行う。</p> <p>◎ 工事用地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示する。但し、施設管理者と協議による。</p> <p>◎施工条件は次に示す。</p> <p>◎構内道路を搬入路として使用する場合 ・材料、資材の搬入路は別途図面に示すものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び監督等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真等を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土機機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成31.10.8建設省機務第24号最終改正 平成14.4.1国土交通省第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度(公害問題)「建設機械の排出ガス浄化装置の取扱い」、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明(公害問題)「建設機械の排出ガス浄化装置の取扱い」又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着すること等排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより異なる場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び監督等が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その後検査証明書(検査記録表)のコピーを施工計画書の設計図書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則(第1条第4項)により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が、義務付けられている◎義務付けられない。 ・警備員は、延 20人(夜 20人、夜 人 うち検定合格警備員 20人)を雇い入れる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の承認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請負人の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めないといけない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確定できる資料(勤務票等の写し)とともに、1月毎に監督員へ届出しなければならない。</p> <p>◎ 図面に注意を要する建設廃棄物の処理(○有、△無) 材料名 (7-1)3t砕石=6 体育室 天井仕上材)</p>		<p>● 工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事</p> <p>● 図面名 特記仕様書-1</p>	<p>● 図面番号 A-01</p> <p>● 縮尺 NON</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県印事登録 第01138号</p> <p>徳島市文町六丁目18-5</p> <p>関 富 進 一般級建設士 建設大臣登録 第86221号</p> <p>TEL 089-636-2712</p>	<p>管理建築士</p>																																																																																																																		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																								
5. 施工調査		<ul style="list-style-type: none"> ①工事に影響のある範囲内の重要構品等（ ・有 ・無 ） 構品等名称： 保管場所： 注意事項： ②建設リサイクル法通知証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその他に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知証」掲示後の全書写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発着者から支給することとする。 	7. 化学物質を発生する建築材料等		<ul style="list-style-type: none"> ④受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（県内企業調達建材等）を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。 ⑤本工程に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1) ②及び(4)の建築材料等を使用して作られた器具、書架、実験台、その他の計器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 	10. 設計変更箇所確認		<ul style="list-style-type: none"> ④工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること 																																																																																								
		<ul style="list-style-type: none"> ③解体前に大気汚染防止法に基づき7A及び7B等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査しあれば監督員の指示に従うこと。 ④解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ④工事現場監督員は牽鞋できないので、疑問点、その他合意決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は電話で問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 			<ul style="list-style-type: none"> ④設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承認を受けて次の工程に進むこと ⑤試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ⑥次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>当該請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p>	当該請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																																									
当該請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																														
3千万円未満	—	1回																																																																																														
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																														
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																														
1億円以上	2回	3回																																																																																														
6. 材料・製品等		<ul style="list-style-type: none"> ③本工程に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名称による」と記載されているものは、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁「建築材料等評価名称(最新版)」に記載品を指すものとする。 ④受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「木材使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。 ⑤受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。 ⑥県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認定」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認定」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項に準じ難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ⑦製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系中密度繊維板）については、合法性に係る確認（「産地認定」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。 また、それらの木質又は繊維の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木・木・木・木」製品の合法性、特殊可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に発注業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前日に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ⑧改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ⑨県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W/O対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 	8. 施工		<ul style="list-style-type: none"> ④他工事と取り分け区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取 扱 区 分</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリパ入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリパ開口補強（鉄筋）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上（リソレン等）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口露出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋（乱まで）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、機器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取付工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取 扱 区 分	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他	梁、壁、床スリパ入れ						同上穴埋補修						スリパ開口補強（鉄筋）						同上（リソレン等）						床、天井点検口						設備機器天井開口露出						同上切込み及び開口補強						衛生器具取付のブロック壁						空調部分のモルタル埋め						縦樋（乱まで）						盤、機器等の箱入れ						同上補強						給排水ガラリ取付工事						空調機器類の基礎工事						<ul style="list-style-type: none"> ④中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ④中間検査が部分点検と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ④基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
		取 扱 区 分			建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他																																																																																							
梁、壁、床スリパ入れ																																																																																																
同上穴埋補修																																																																																																
スリパ開口補強（鉄筋）																																																																																																
同上（リソレン等）																																																																																																
床、天井点検口																																																																																																
設備機器天井開口露出																																																																																																
同上切込み及び開口補強																																																																																																
衛生器具取付のブロック壁																																																																																																
空調部分のモルタル埋め																																																																																																
縦樋（乱まで）																																																																																																
盤、機器等の箱入れ																																																																																																
同上補強																																																																																																
給排水ガラリ取付工事																																																																																																
空調機器類の基礎工事																																																																																																
12. 完成図等		<ul style="list-style-type: none"> ⑦製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系中密度繊維板）については、合法性に係る確認（「産地認定」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。 また、それらの木質又は繊維の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木・木・木・木」製品の合法性、特殊可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に発注業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前日に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 	9. 技能士の適用		<ul style="list-style-type: none"> ④技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業開発促進法による一般技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事で、1名以上の者が自ら作業をするるとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した各名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>○ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>○ コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタン系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セラント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質ワタカハート工法防水工事作業 ・ 改質ワタカハート常粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>・ 木工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根及びとい</td> <td>建築金作</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>○ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベツ系床仕上げ工事作業 ・ 鋼鉄下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 資材作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>裏板</td> <td>・ 塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建設配管作業</td> </tr> <tr> <td>通風</td> <td>・ 通風工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事項目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	○ 鉄筋組立て作業	コンクリート	○ コンクリート圧送施工	型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業	鉄骨	○ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタン系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セラント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質ワタカハート工法防水工事作業 ・ 改質ワタカハート常粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	・ 木工工事作業	屋根及びとい	建築金作	・ 内外装板金作業	かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	・ 内外装板金作業	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベツ系床仕上げ工事作業 ・ 鋼鉄下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 資材作業	内装	内装仕上げ施工	・ 建築塗装作業	裏板	・ 塗装作業	配管	配管	・ 建設配管作業	通風	・ 通風工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	<ul style="list-style-type: none"> ④他工事と取り分け区分 	<ul style="list-style-type: none"> ④工事現場監督員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 ④次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 																																		
		工事項目			技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																										
仮設	とび	○ とび作業																																																																																														
	鉄筋	○ 鉄筋組立て作業																																																																																														
	コンクリート	○ コンクリート圧送施工																																																																																														
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業																																																																																														
	鉄骨	○ 構造物鉄工作業																																																																																														
	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタン系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セラント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質ワタカハート工法防水工事作業 ・ 改質ワタカハート常粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																													
タイル		タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																													
		木	・ 木工工事作業																																																																																													
屋根及びとい		建築金作	・ 内外装板金作業																																																																																													
		かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																													
		金属	・ 内外装板金作業																																																																																													
		左官	・ 左官作業																																																																																													
建具		建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																													
		サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業																																																																																													
		ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																													
塗装	塗装	・ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベツ系床仕上げ工事作業 ・ 鋼鉄下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 資材作業																																																																																														
	内装	内装仕上げ施工	・ 建築塗装作業																																																																																													
		裏板	・ 塗装作業																																																																																													
	配管	配管	・ 建設配管作業																																																																																													
		通風	・ 通風工事作業																																																																																													
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																														
13. 火災保険		<ul style="list-style-type: none"> ⑦製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系中密度繊維板）については、合法性に係る確認（「産地認定」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。 また、それらの木質又は繊維の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木・木・木・木」製品の合法性、特殊可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に発注業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前日に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 			<ul style="list-style-type: none"> ④技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業開発促進法による一般技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事で、1名以上の者が自ら作業をするるとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した各名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 	<ul style="list-style-type: none"> ④工事現場監督員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 ④次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 																																																																																										

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品

② 徳島県内の工場で加工、製造された製品

注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方等での基準を満たす資材、製品であること。

徳島県県土整備部 都管課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 営繕 池田支援学校 奥馬分校 美・奥馬 体育館改修工事 ● 図面名 特記仕 様書 -2 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 A-02 ● 縮尺 NON
株式会社 NSO	徳島県知事登録 第01138号	管理 建築士
徳島市文六町山端18-5	関 富 進 一般級建築士 建設大臣登録	徳島市文六町山端18-5 第86221号
TEL. 089-636-2712		

章	項目	特記事項						
14.	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>測定対象室</td> <td>測定箇所数</td> </tr> <tr> <td>器具庫</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>4箇所</td> </tr> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示1347号)第50-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(送り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、送り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたまとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたまとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発数源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測定対象室	測定箇所数	器具庫	1箇所	体育室	4箇所
測定対象室	測定箇所数							
器具庫	1箇所							
体育室	4箇所							
15.	デジタル工事写真の画像情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の画像情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の画像情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県OJIS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の画像情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>						

章	項目	特記事項		
4.	養生	<p>の積立、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者を使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p> <p>◎既部分の養生範囲は図示による。（養生方法：図示による）</p> <p>◎既部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：ベニヤ板、ブルーシート等）</p>		
5.	監督員事務所	◎監督員事務所は（・）設ける（面積 m ² 程度）◎設けない		
6.	工事用電力、電力等	◎既電力利用（◎ 出来る ・ 出来ない）、電料料金（◎ 有償 ・ 無償） ただし、施設管理者と協議すること。		
9.	工事車両駐車場	◎同用地は、（◎ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて）設けること。		
10.	仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</td> </tr> <tr> <td>◎快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</td> </tr> </table>	◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。	◎快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。				
◎快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。				

章	項目	特記事項																																												
4.	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。																																												
4.	2. 改修工法の種類及び工程	<p>◎降雨等に対する養生方法は、（ ◎ 上屋シート養生 ・ 下雨天養生 ・ その他（ ） ）とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>撤去</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td>塗膜防水 平場 X-1 笠木部 X-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td>脱気換 箇所/70㎡以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td>軽歩行用</td> <td></td> </tr> </table>	工程	工法	撤去	工法	施工箇所				1 既存保護層(立上り部等)撤去等		○		2 既存保護層(平場)撤去等		○		3 既存断熱層撤去等		無し		4 既存防水層(立上り部等)撤去等		○		5 既存防水層(平場)撤去等		無し		6 既存下地の補修及び処置				7 防水層の新設	○	塗膜防水 平場 X-1 笠木部 X-2		8 断熱材の新設		脱気換 箇所/70㎡以内		9 保護層の新設		軽歩行用	
工程	工法	撤去	工法																																											
施工箇所																																														
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		○																																												
2 既存保護層(平場)撤去等		○																																												
3 既存断熱層撤去等		無し																																												
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		○																																												
5 既存防水層(平場)撤去等		無し																																												
6 既存下地の補修及び処置																																														
7 防水層の新設	○	塗膜防水 平場 X-1 笠木部 X-2																																												
8 断熱材の新設		脱気換 箇所/70㎡以内																																												
9 保護層の新設		軽歩行用																																												
3.	既存下地の補修材料	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造者の指定する製品とする。																																												
4.	ルーフトレイン廻りの処理	◎ルーフトレインの端部から（ 500mm ◎ 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。																																												
5.	塗膜防水	◎工 法：ウレタンゴム系塗膜防水 種 別：X-1、X-2 但しX-1の平面部は軽歩行用仕上げ塗料とする																																												
		◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。																																												
		◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗料等は主材料製造者の指定製品とする。																																												
		<table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>X-1</td> <td>平場</td> <td>既存防水モルタル仕上げ</td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>笠木部、立上り部</td> <td></td> </tr> </table>	種 別	施 工 箇 所	備 考	X-1	平場	既存防水モルタル仕上げ	X-2	笠木部、立上り部																																				
種 別	施 工 箇 所	備 考																																												
X-1	平場	既存防水モルタル仕上げ																																												
X-2	笠木部、立上り部																																													
		◎特記仕様書、改修仕及び仕様以外は、主材料製造者の仕様による。																																												
6.	シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。																																												
		◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けすること。																																												
		◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。																																												
		◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を（◎ 行う ・ 行わない）。																																												
		◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（◎ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験）を行う。																																												
		◎種類及び施工箇所																																												
		<table border="1"> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既 存</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>既存打替</td> <td>外壁換気口</td> <td>既存へ撤去</td> <td>15×7</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>既存打替</td> <td>付添り</td> <td>既存へ撤去</td> <td>15×7</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>既存打替</td> <td>窓下の敷居廻り</td> <td>既存へ撤去</td> <td>15×7</td> <td>有</td> </tr> </table>	記号	材質	既 存	施工箇所	工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	既存打替	外壁換気口	既存へ撤去	15×7	有	MS-2	変成シリコーン	既存打替	付添り	既存へ撤去	15×7	有	MS-2	変成シリコーン	既存打替	窓下の敷居廻り	既存へ撤去	15×7	有																
記号	材質	既 存	施工箇所	工法	寸法	接着試験																																								
MS-2	変成シリコーン	既存打替	外壁換気口	既存へ撤去	15×7	有																																								
MS-2	変成シリコーン	既存打替	付添り	既存へ撤去	15×7	有																																								
MS-2	変成シリコーン	既存打替	窓下の敷居廻り	既存へ撤去	15×7	有																																								
7.	防水保証	◎防水工完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工性能保証書を提出すること。																																												

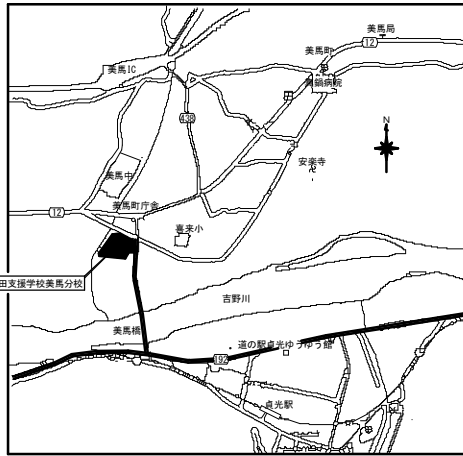
章	項目	特記事項
1	1. 一般事項	◎ 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高標差、地下埋設物の確認近隣建築物及び排水路、工作物の現状確認すること。（排水経路及び排水経路）
2.	ベンチマーク	◎設計図の設定は、BM（ ）を±0とし、NGLはBM±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3.	足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に當該種指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類：枠組木足場、仕様： 枚布、D=60cm、シート仕様：) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類：枠組木足場 仕様：2枚布、D= 90cm)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「當該種発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様：波トキ、H= 1.8m、L= 9 m(図示))</p> <p>◎ゲート（◎有 ・ 無、仕様： 枠トキ-H=1.8m×W=5m）</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、突出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場</p>

章	項目	特記事項																														
1.	1. 塗仕上げ外壁改修工事	<p>◎ 仕上げの模様、色及びつや、見本塗り板を監督員提出して、承諾を受けること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ補修)は下記の改修工法による、主に軒裏</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> <tr> <td>薄付け仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材E</td> <td>珪砂塗</td> <td>珪砂塗</td> <td>0-1工法</td> <td>砂状</td> <td>吹付</td> <td>基材同等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>珪砂塗</td> <td>珪砂塗</td> <td>珪砂塗</td> <td>砂状</td> <td>吹付</td> <td>珪砂塗</td> </tr> </table>	種 別	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	珪砂塗	珪砂塗	0-1工法	砂状	吹付	基材同等			珪砂塗	珪砂塗	珪砂塗	砂状	吹付	珪砂塗						
種 別	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																									
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	珪砂塗	珪砂塗	0-1工法	砂状	吹付	基材同等																									
		珪砂塗	珪砂塗	珪砂塗	砂状	吹付	珪砂塗																									
2.	2. 合成樹脂塗料塗り	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> <td></td> <td>C種</td> <td>屋根構造バグ</td> </tr> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具、木木</td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整		さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面		B種	R B種			C種	屋根構造バグ	木部		B種	R B種				木製建具、木木
区 分	種 別			下地調整		さび止め塗料		備 考																								
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																										
鉄鋼面		B種	R B種			C種	屋根構造バグ																									
木部		B種	R B種				木製建具、木木																									
3.	3. 耐水性塗料塗り	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>A種</td> <td></td> <td>R A種</td> <td></td> <td>A種</td> <td></td> <td>1・2階 手摺 2階 バグ ドライブ 塗装</td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整		さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	A種		R A種		A種		1・2階 手摺 2階 バグ ドライブ 塗装								
区 分	種 別			下地調整		さび止め塗料		備 考																								
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																										
鉄鋼面	A種		R A種		A種		1・2階 手摺 2階 バグ ドライブ 塗装																									
4.	4. つや有合成樹脂EPD/ペイント塗 (EP-G)	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>珪砂面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>シワ・窪、器具庫 更衣室、浴室</td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整		さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	珪砂面		B種	R B種				シワ・窪、器具庫 更衣室、浴室								
区 分	種 別			下地調整		さび止め塗料		備 考																								
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																										
珪砂面		B種	R B種				シワ・窪、器具庫 更衣室、浴室																									

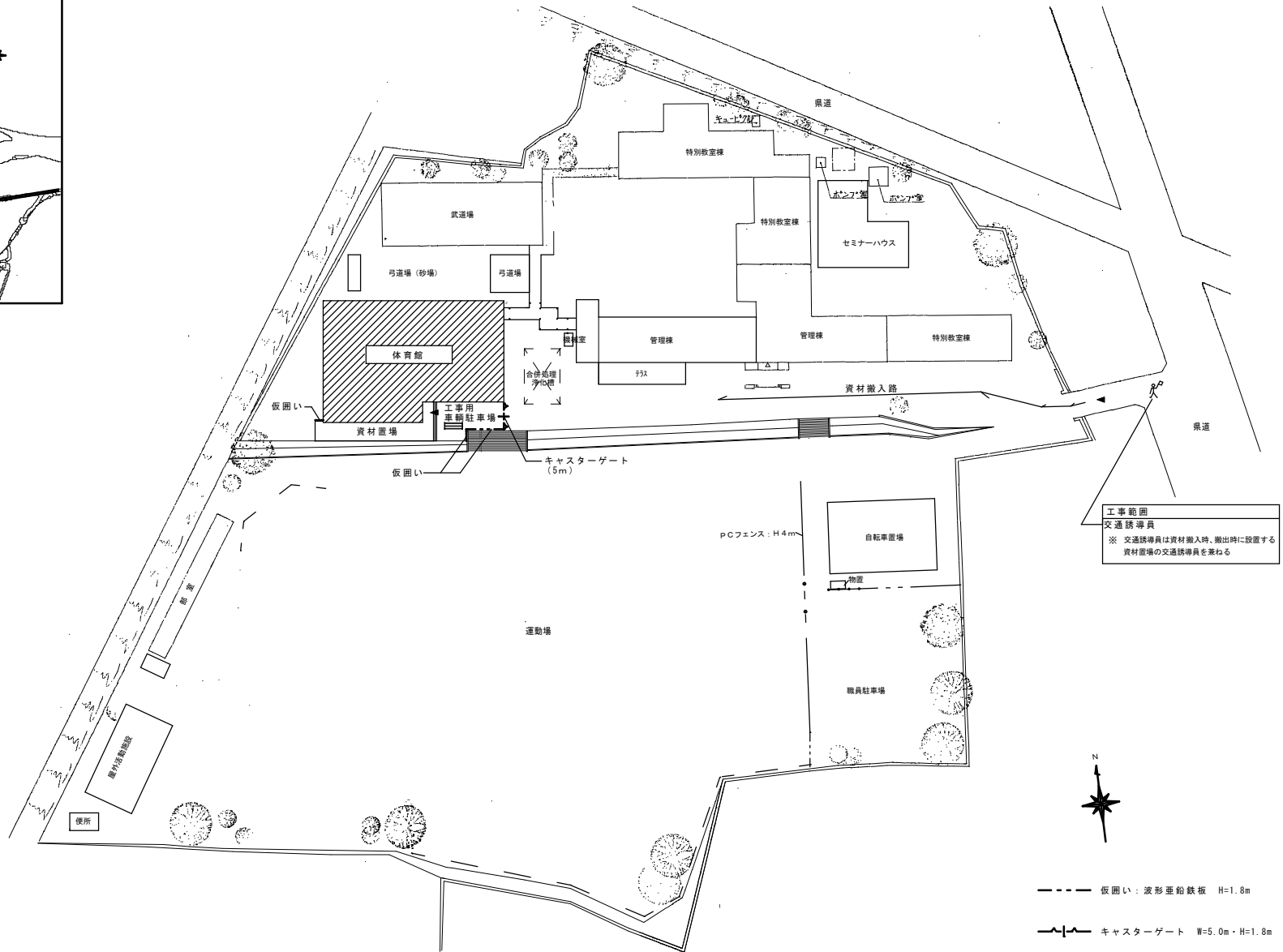
章	項目	特記事項
5.	1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき方、外装材及び屋外に面する構造物の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取扱は、建具業による。</p>

徳島県県土整備部 営繕課		● 工事名 R 3 営繕 池田支援学校 奥馬分校 美・奥馬 体育館改修工事	● 図面番号 A-03	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号	管理 建築士
		● 図面名 特記仕様書-3	● 縮尺 NON	徳島市文六町山崎18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL. 089-636-2712 第86221号	

<p>2. 改修工法等</p> <p>3. アルミニウム製建具</p> <p>4. 木製建具</p>	<p>特記事項</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p> <table border="1" data-bbox="297 103 741 199"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>図示による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td>枠を外し残りにて3方が-工法</td> <td>AD-2</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td>MS-2</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td>一般養生を含む</td> <td>図示による</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="297 271 741 319"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AW-2</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>体育室窓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AD-2</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>体育室出入口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け期間は、両端を跨さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウム止めペイント (JIS K 5629) を1回塗りする。</p> <p>◎建具材の含水率の種類は、(G A・B・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、(35)mmとする。</p>	区分	種類	図示による	撤去の範囲		図示による	既成建具の種類	枠を外し残りにて3方が-工法	AD-2	建具周囲の補修工法及び範囲		図示による	シーリングの種類	MS-2	図示による	養生範囲	一般養生を含む	図示による	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	AW-2	S-4	A-3	W-4	70	体育室窓		AD-2	S-4	A-3	W-4	70	体育室出入口		<p>特記事項</p> <p>◎工法</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかて行うこと。</p> <p>(2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</p> <p>(3) 除去作業中は、原則として放水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</p> <p>(4) 建物から取り外した腐材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	<p>特記事項</p>
区分	種類	図示による																																								
撤去の範囲		図示による																																								
既成建具の種類	枠を外し残りにて3方が-工法	AD-2																																								
建具周囲の補修工法及び範囲		図示による																																								
シーリングの種類	MS-2	図示による																																								
養生範囲	一般養生を含む	図示による																																								
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																				
AW-2	S-4	A-3	W-4	70	体育室窓																																					
AD-2	S-4	A-3	W-4	70	体育室出入口																																					
<p>6 内装改修工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 下地補修撤去並びに</p>	<p>特記事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>(1) 天井改修 改仕様 6.3.2 (1) 参照</p> <table border="1" data-bbox="297 678 741 718"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地面を残し仕上げのみ</td> <td>カーペット取り合いの部分には注意して撤去する。</td> </tr> </tbody> </table>	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	下地面を残し仕上げのみ	カーペット取り合いの部分には注意して撤去する。	<p>特記事項</p> <p>◎材料表、フラスコ塗仕上げの内壁・外壁 「改仕様」4.4.6、4.4.7、4.4.8、4.4.9による。</p> <table border="1" data-bbox="996 359 1444 742"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td>材料： 普通型 15kg/缶 塗厚： 25mm 塗厚による補強の有無： 無</td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類： 金メッキ</td> <td>材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類：</td> </tr> <tr> <td>モルタル塗替工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂 注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂： JIS A 6024 高粘度 充填量： 25 ml/本 ピン本数 一般： 16 本/m² 指定： 25 本/m²</td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量： ml/本 注入口： 個/m² ピン本数 一般： 本/m² 指定： 本/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：			Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：			シール工法	材料：			充填工法	材料： 普通型 15kg/缶 塗厚： 25mm 塗厚による補強の有無： 無	材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類： 金メッキ	材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類：	モルタル塗替工法				アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂 注入工法			エポキシ樹脂： JIS A 6024 高粘度 充填量： 25 ml/本 ピン本数 一般： 16 本/m ² 指定： 25 本/m ²	注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²	<p>特記事項</p>			
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																									
下地面を残し仕上げのみ	カーペット取り合いの部分には注意して撤去する。																																									
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																							
樹脂注入工法	工法： 注入量： ml/本 注入間隔： エポキシ樹脂：																																									
Uカットシール材 充填工法	材料： シーリング材：																																									
シール工法	材料：																																									
充填工法	材料： 普通型 15kg/缶 塗厚： 25mm 塗厚による補強の有無： 無	材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類： 金メッキ	材料： 塗厚： 塗厚による補強の有無： 仕上げ種類：																																							
モルタル塗替工法																																										
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂 注入工法			エポキシ樹脂： JIS A 6024 高粘度 充填量： 25 ml/本 ピン本数 一般： 16 本/m ² 指定： 25 本/m ²																																							
注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量： ml/本 注入口： 個/m ² ピン本数 一般： 本/m ² 指定： 本/m ²																																							
<p>7 環境配慮 (ベリリン) 改修工事</p> <p>1. アスベスト含有建材の 処理工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. アスベスト含有成形板の 除去</p>	<p>特記事項</p> <p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改仕様9.1.2(d)により見やすい場所に提示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(◎貸与する)</p> <p>◎事前の施工調査等を改仕様9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(◎行う・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</p> <p>・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <p>・報告書を(2)部作成し監督員に提出すること。</p> <p>・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(天井撤去時)</p> <p>◎施工計画</p> <p>(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承認を受けること。</p> <p>(2) アスベスト除去工事に係る官公署他へ手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎工法</p> <p>(1) アスベスト除去工法は、「建築物等の安全技術・技術書査証明事業」による安全審査取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1" data-bbox="297 1173 741 1212"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>体育室</td> <td>1</td> <td>アクリル板 (1.4x2.0x1板) 1=6</td> <td>709m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 施工記録報告書のうち作者の作業記録は40年間の保存すること。</p> <p>◎養生等</p> <p>(1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。</p> <p>内部足場(種類：枠組=900、仕様：2枚布、D=700cm)</p> <p>養生種別(図示による)</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	1	体育室	1	アクリル板 (1.4x2.0x1板) 1=6	709m ²	<p>以下余白</p> <p>以下余白</p>	<p>特記事項</p>																													
階数	室名	箇所	建材種別	面積																																						
1	体育室	1	アクリル板 (1.4x2.0x1板) 1=6	709m ²																																						
<p>徳島県県土整備部 営繕課</p>	<p>◎工事名 R3 営繕 池田支援学校 奥馬分校 美・奥馬 体育館改修工事</p> <p>◎図面名 特記仕様書-4</p>	<p>◎図面番号 A-04</p> <p>◎縮尺 NON</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL. 089-636-2712</p>																																							



付近見取図 NON



工事範囲
交通誘導員
※ 交通誘導員は資材搬入時、搬出時に設置する
資材置場の交通誘導員を兼ねる

--- 仮囲い：波形重鉛鉄板 H=1.8m
--- キャスターゲート W=5.0m・H=1.8m

配置図 S=1/600

徳島県土木整備部管轄課	● 工事名 R3 管轄 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 付近見取図・配置図・仮設計画参考図	● 図面番号 A-05 ● 縮尺 NON・S=1/600	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関高 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL. 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	---------------------------------------	--	-------

構造概要		現況外部仕上表		改修後仕上表	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・屋根：パイプシエル構造 2階建（既存のまま）	屋根	カバー工法金属製葺t=0.4 木毛セメント板t=25	屋根	-
延べ面積	836㎡	外壁	アクリルリシン吹付 モルタル金こて下地	外壁	タタキ取り付け部高圧水洗浄（既存立面図-1参照） その他既存のまま
		巾木	モルタル金こて	巾木	-
		側溝	コンクリート現場打 側溝モルタル塗	側溝	-
		軒裏	アクリルリシン吹付 モルタル刷毛引下地	軒裏	1階平屋部分の軒裏 既存アクリルリシン除去してアクリルリシン吹付（図 A-21 参照）
		軒樋	シート防水t=1.2	軒樋	-
		窓樋	塩ビ75φ SOP塗	窓樋	-
		鉄骨水平トラス	垂鉛メッキどぶ付け	鉄骨水平トラス	-

内部仕上表

階	室名	工事対象	区分	床	FLH	巾木	壁		天井	廻縁	備考	
							H					
1階	体育室	○	改修前	ナラフローリングt=18UC塗（サンダー掛け3回）	GL+800	木製UC塗	120	杉板木加工張t=15 UVクリアー塗（有孔5.5φ×@28縦、@30横） 寒冷紗裏張（溝3本付）	モルタル塗金こて EPG塗	石綿板（7-トライト）t=6張		
			改修後	-	GL+800	-	120	-	-	石綿板撤去処分（木下地共）	ロ-フ'吊受材撤去処分（ロ-フ'共） 改修後建具表参照 WD-2の敷居部詳細図参照	
	ステージ	無し	改修前	ナラフローリングt=18UC塗（サンダー掛け3回）	GL+1800	木製SOP塗	120	EP-G塗（モルタル部） 木板張SOP塗（木部）	EP-G塗（モルタル部） 木板張SOP塗（木部）	ブドウ欄 PB張・EP-G塗	SOP塗	
			改修後	-	GL+1800	-	120	-	-	-	-	
	シャワー室 更衣室 器具室	○	改修前	シャワー部モルタル塗 更衣室・器具室フローリング'張	GL+800	シャワー部モルタル塗EP-G塗 その他襖SOP塗	120	ガラス'塗EP-G塗	ガラス'塗EP-G塗	ガラス'塗EP-G塗	2780	シャワー部の仕切り板（人造石研出）
			改修後	シャワー部襖フローリング'張（幅60×t=15）一部新設 更衣室・器具室は既存のまま	GL+800	襖SOP塗替 EP-G塗 シャワー室部は詳細図参照	120	ガラス'塗EP-G塗替（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	ガラス'塗EP-G塗替（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	ガラス'塗EP-G塗（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	2780	シャワー部の仕切り板（人造石研出）撤去処分 浮き部補修は既存立面図1・2・3参照
	ホール	○	改修前	人造石研出 フローリング'張	GL+800	壁仕上げに同じ 襖：SOP塗	120	ガラス'塗EP-G塗	ガラス'塗EP-G塗	ガラス'塗EP-G塗	2780	-
			改修後	-	GL+800	壁仕上げに同じ 襖：SOP塗替	120	ガラス'塗EP-G塗替（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	ガラス'塗EP-G塗替（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	ガラス'塗EP-G塗替（修理箇所モルタル塗EP-G塗替） ガラス'塗は既存のまま	SOP塗	
2階	放送室 教員室 （階段部共）	無し	改修前	フローリング'張	GL+4800	襖SOP塗	120	モルタル塗EP-G塗（モルタル部） SOP塗（木部）	モルタル塗EP-G塗（モルタル部） SOP塗（木部）	PB張・EP-G塗	2200	SOP塗
			改修後	-	GL+4800	-	120	-	-	-	-	
	バルコニー床	○	改修前	防水モルタル塗		防水モルタル塗						
			改修後	防水モルタル塗既存のままで塗膜防水		塗膜防水塗					改修用ドレインを新設し、塗膜防水処理 立ち上がり、笠木周りは詳細図参照のこと	

※養生・整理清掃後片付け：すべての工事範囲、1階ステージ、2階ギャラリー

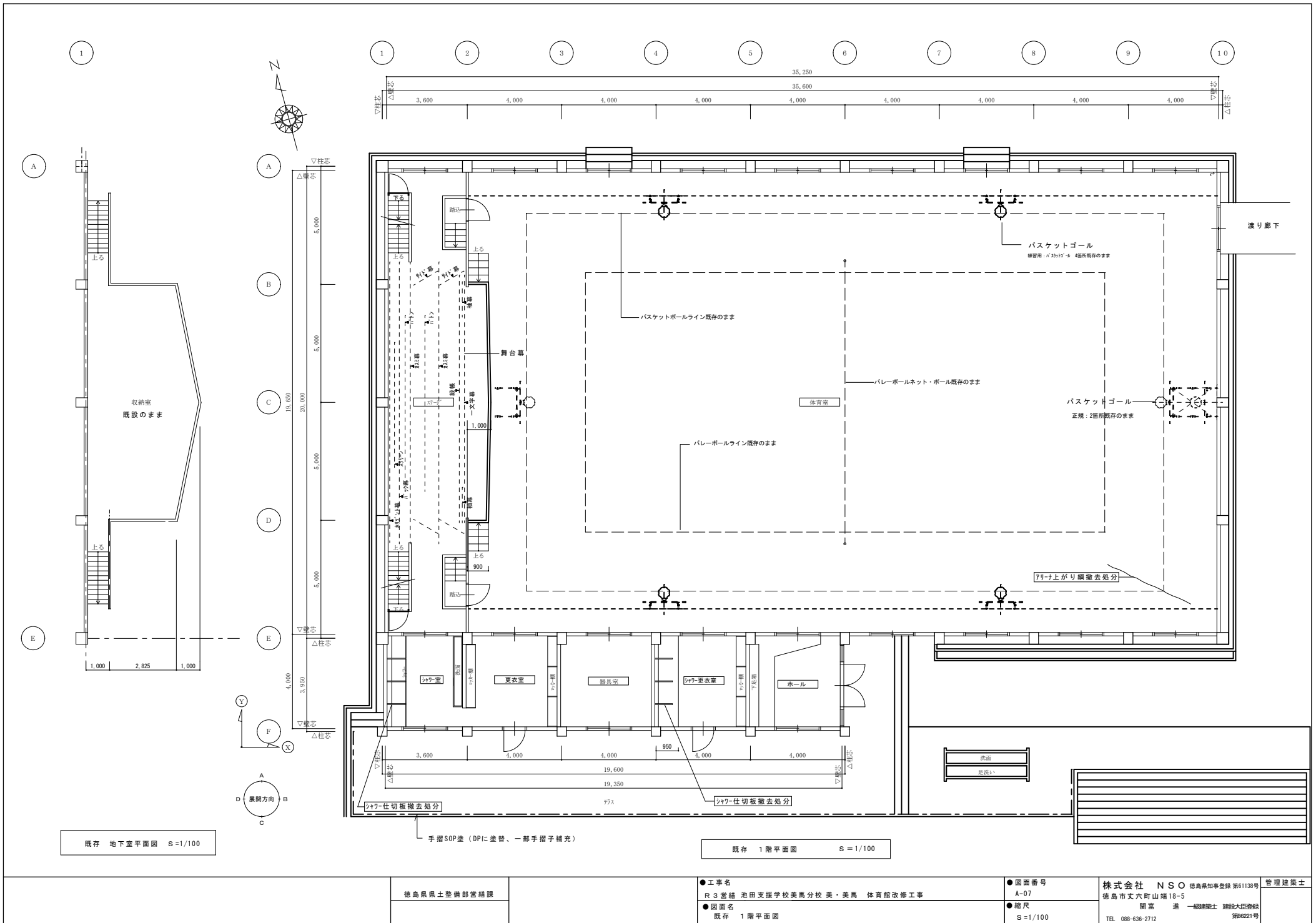
徳島県県土整備部管轄課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校奥馬分校 美・奥馬 体育館改修工事
●図面名
構造概要・仕上表

●図面番号
A-06
●縮尺
NON

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
開 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL. 089-636-2712 第86221号

管理建築士



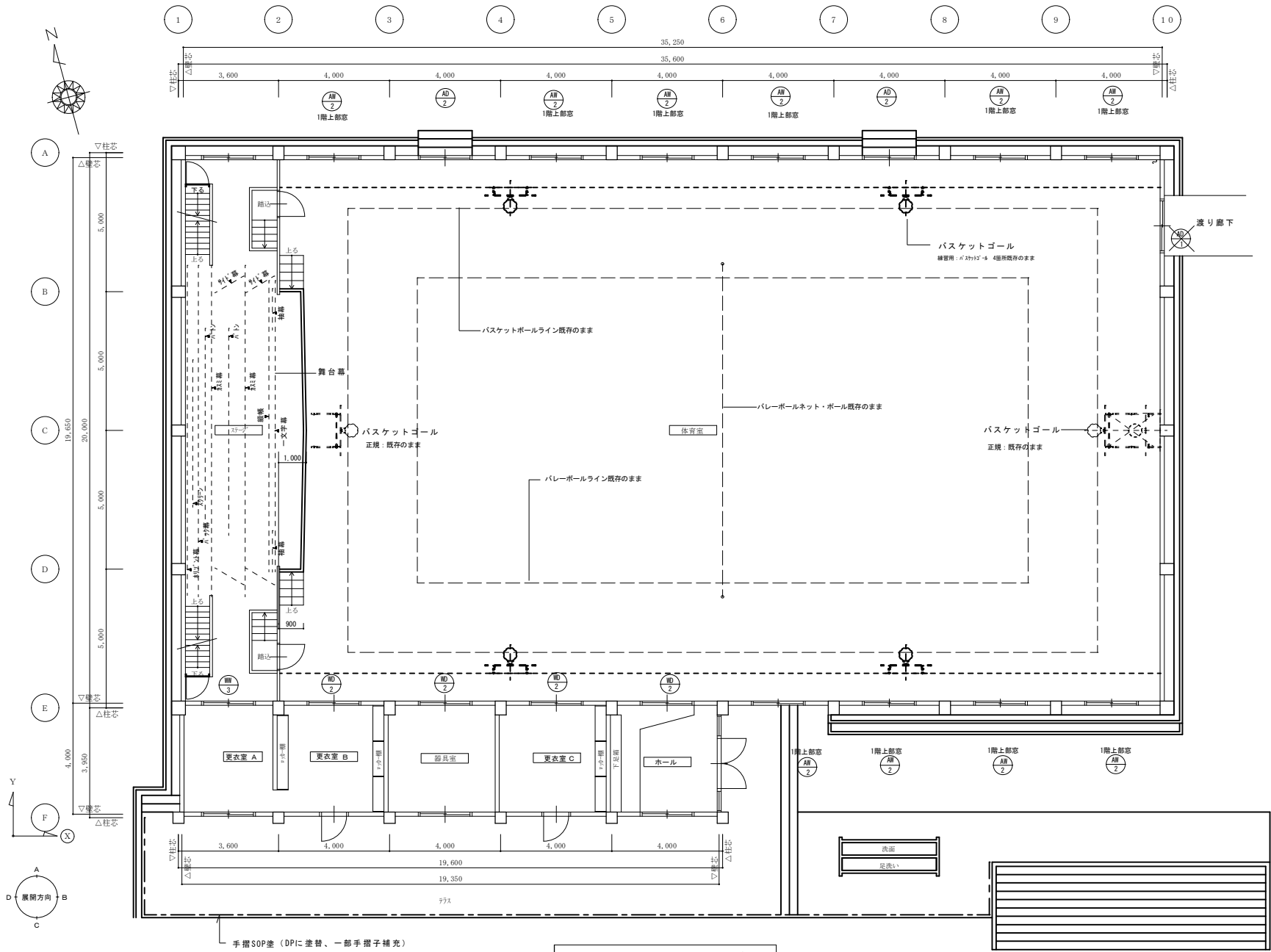
徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
既存 1階平面図

●図面番号
A-07
●縮尺
S=1/100

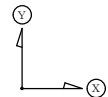
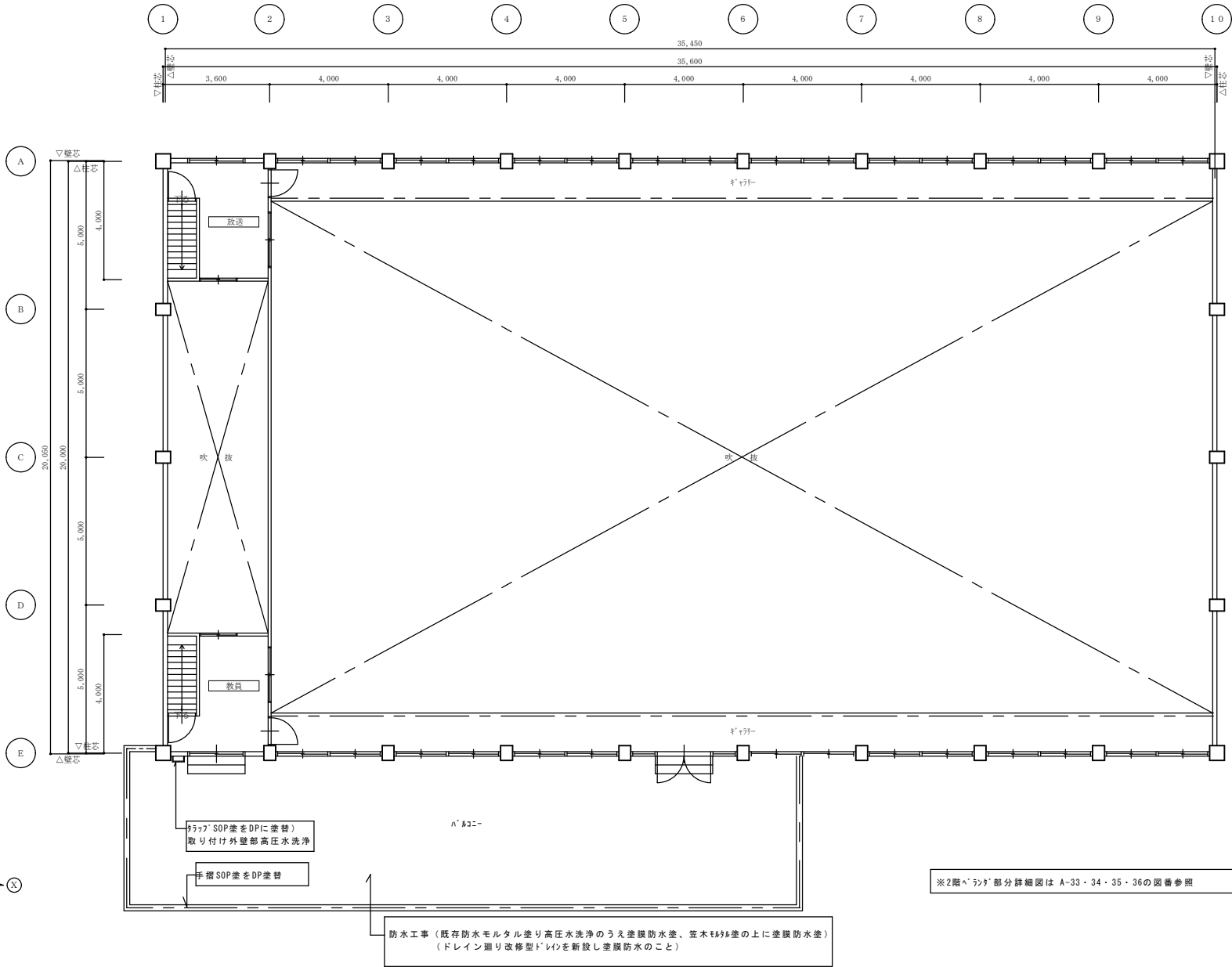
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



改修後 1階平面図 S = 1/100

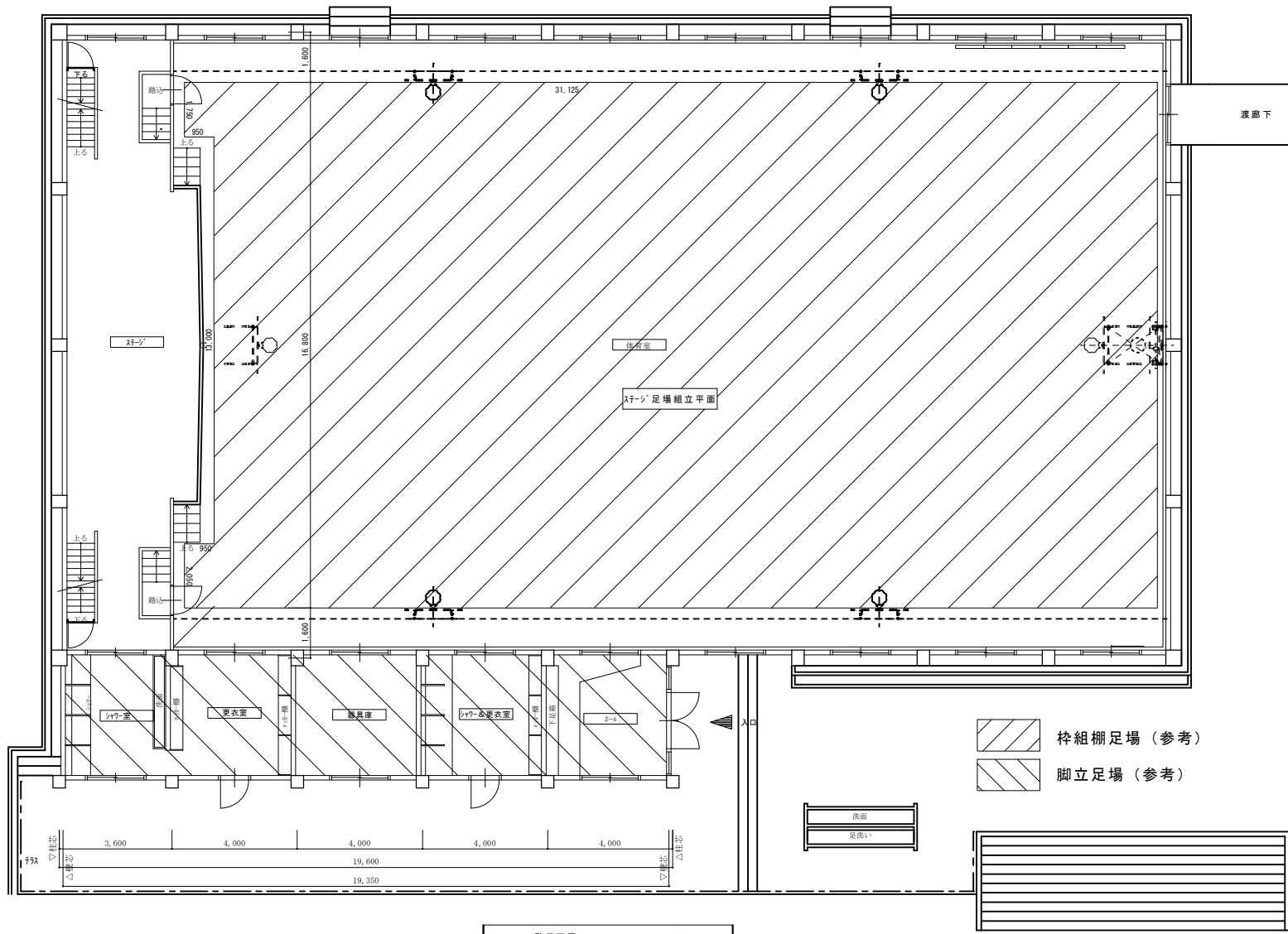
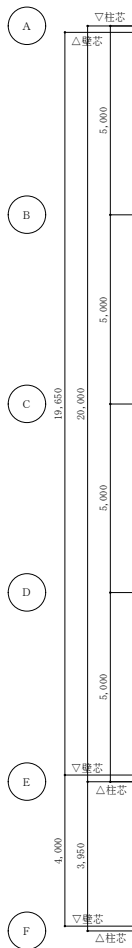
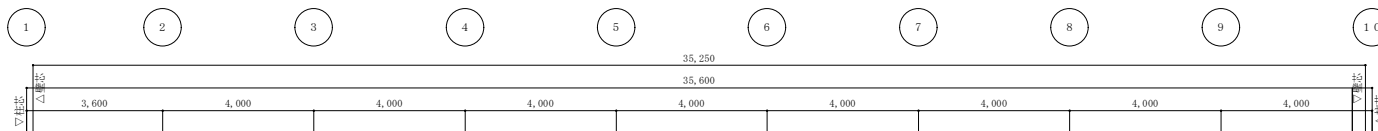
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ●図面名 改修後 1階平面図・建具配置図	●図面番号 A-08 ●縮尺 S = 1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712	管理建築士 第86221号
-------------	--	-----------------------------------	---	------------------



○表示は建具表参照

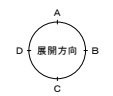
既存 2階平面図 1/100

徳島県土整備部 営繕課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校・美馬 体育館改修工事	●図面番号 A-09	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開富 進 一級建築士 建設大臣登録 第29221号	管理建築士
	●図面名 既存・改修後 2階平面図	●縮尺 S=1/100		

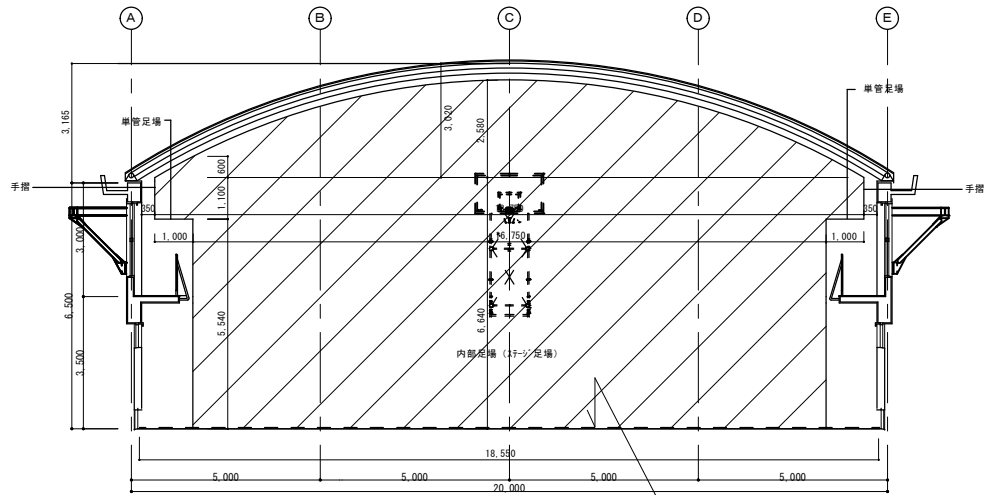


1階平面図 1/100

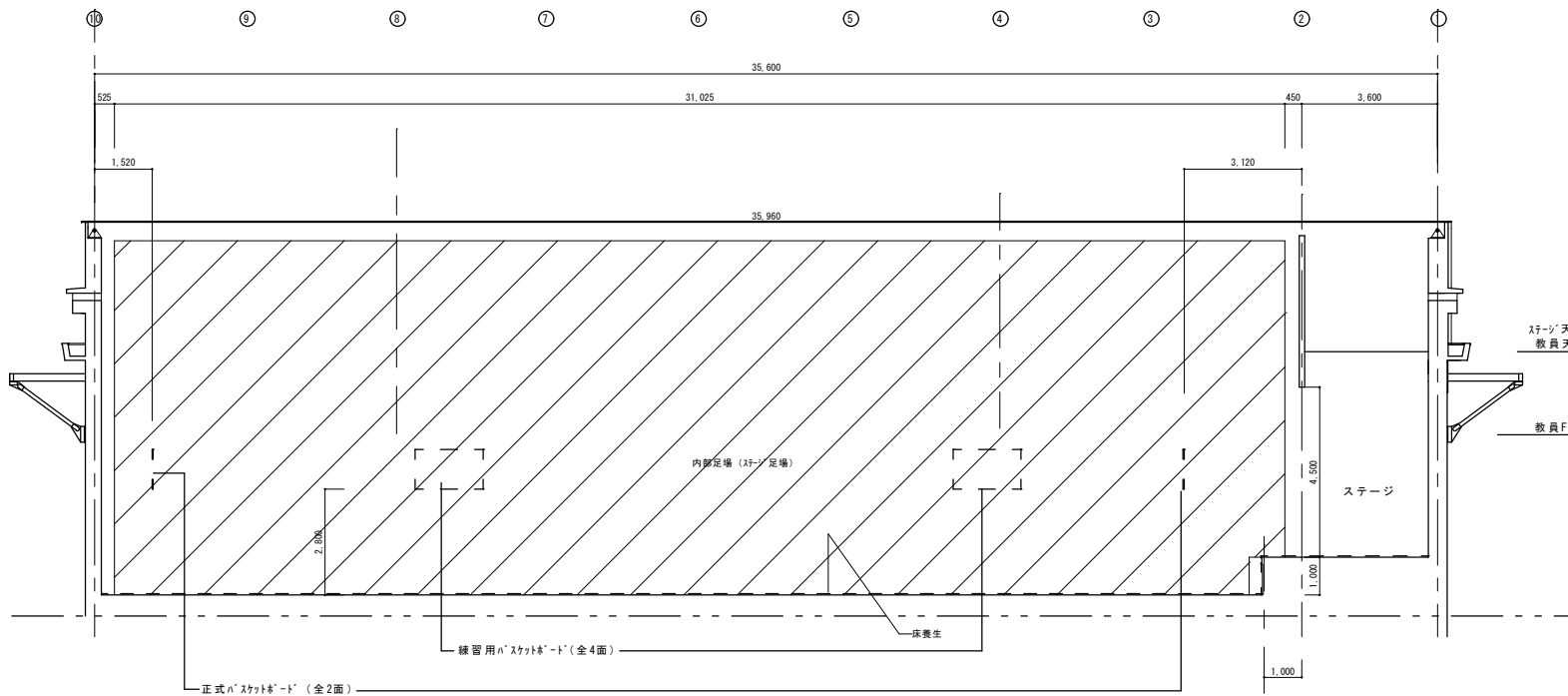
○表示は建具表参照



徳島県県土整備部管轄課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ●図面名 足場計画参考図 1	●図面番号 A-10 ●縮尺 S=1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	管理建築士 第86221号
-------------	--	---------------------------------	---	------------------



足場組立断面図 S=1/100



足場組立断面図 S=1/100

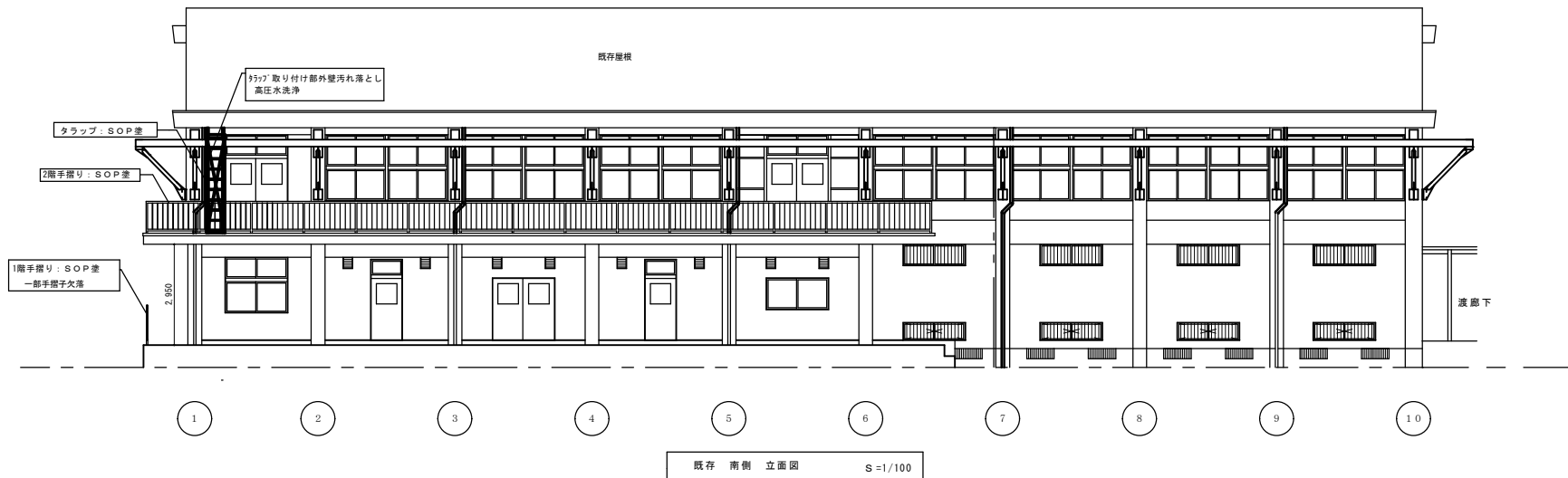
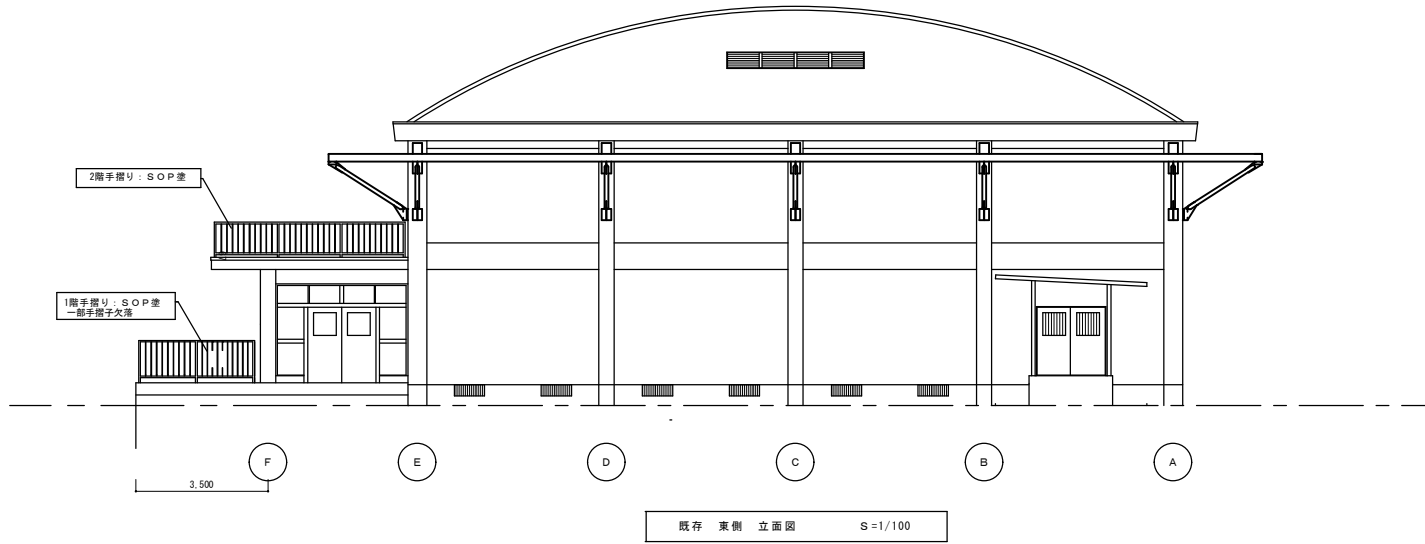
※正式ハ'スケルトンは鉄骨吊方式
練習用ハ'スケルトンはキャリ立ち上がり壁に固定式
内部足場組立時に養生すること

徳島県土木整備部管轄課

●工事名
R3 当館 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
足場計画参考図 2

●図面番号
A-11
●縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第8221号



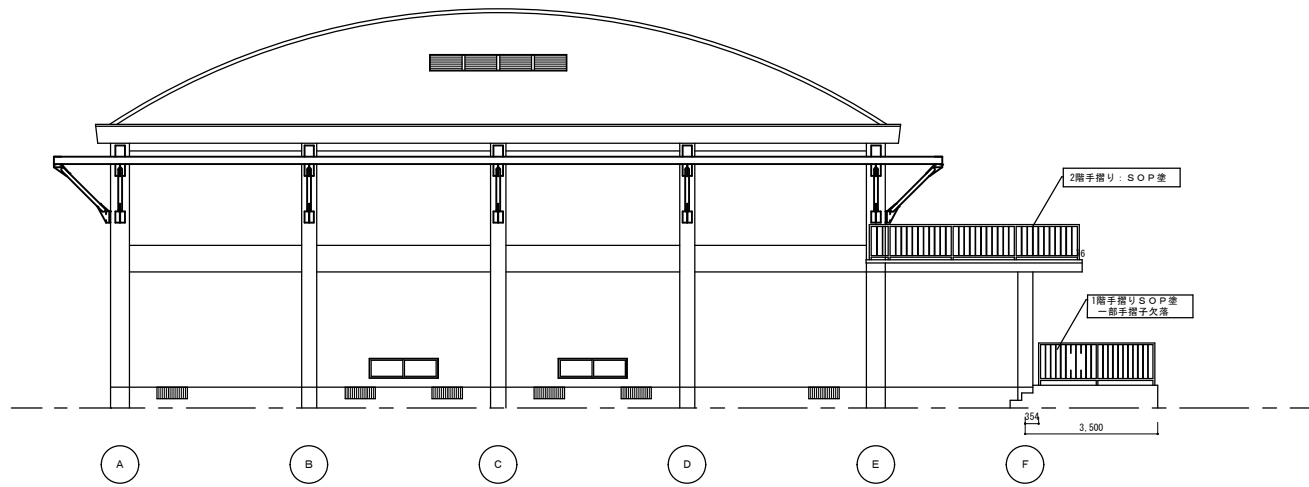
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校・美馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 立面図-1

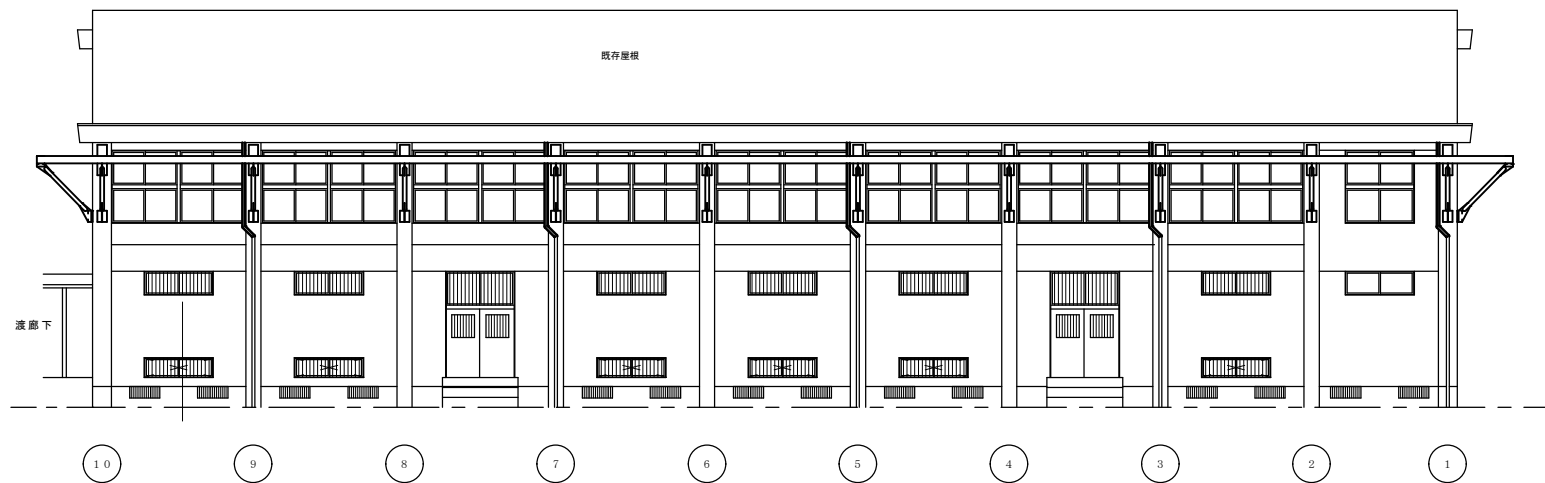
● 図面番号
A-12
● 縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
第68221号
TEL 089-636-2712

管理建築士



既存 西側 立面図 S=1/100



既存 北側 立面図 S=1/100

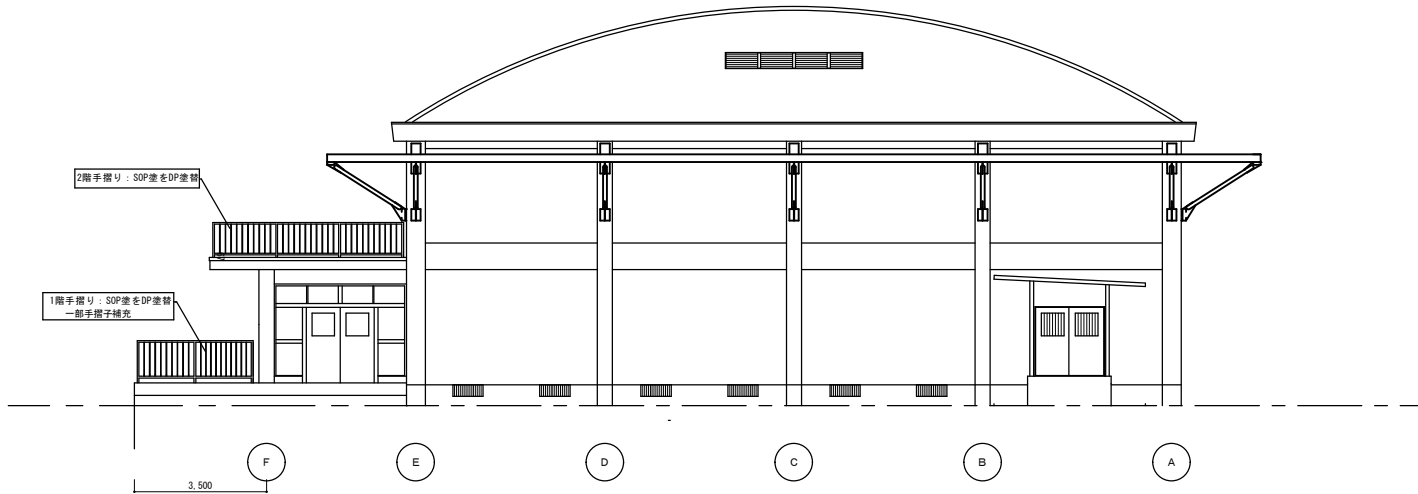
徳島県土木整備部営繕課

● 工事名
R 3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 立面図-2

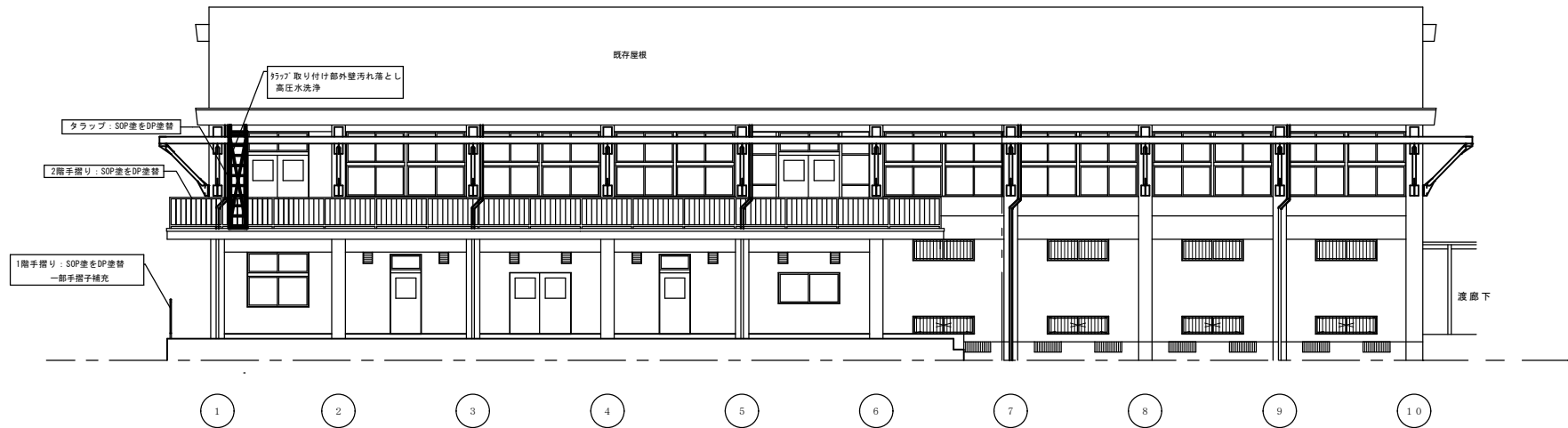
● 図面番号
A-13
● 縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号
総島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第26221号

管理建築士



改修後 東側 立面図 S=1/100



改修後 南側 立面図 S=1/100

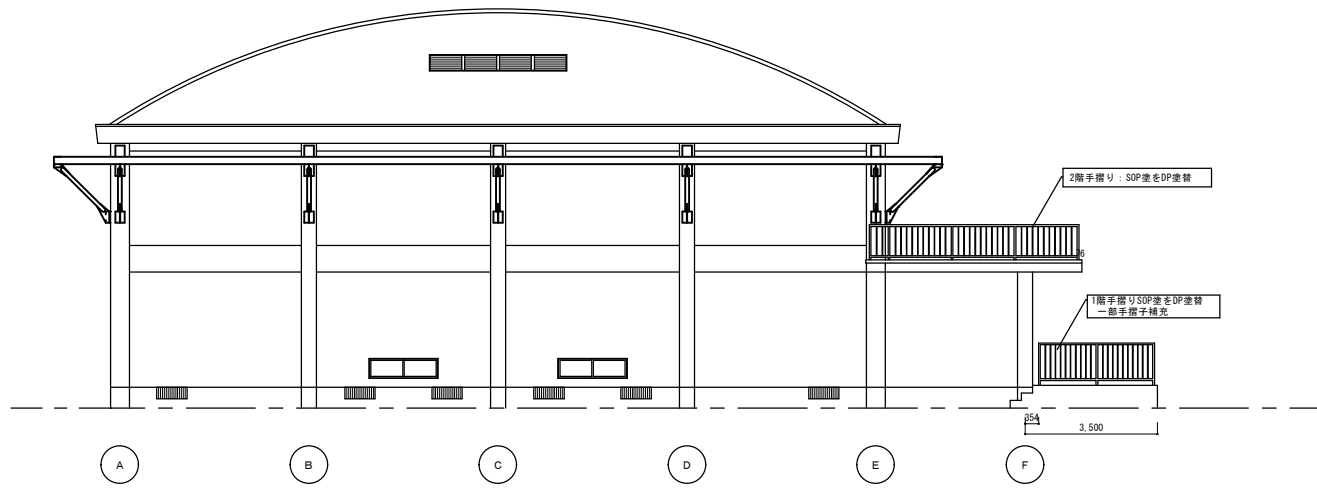
徳島県土木整備部営繕課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
改修後 立面図-1

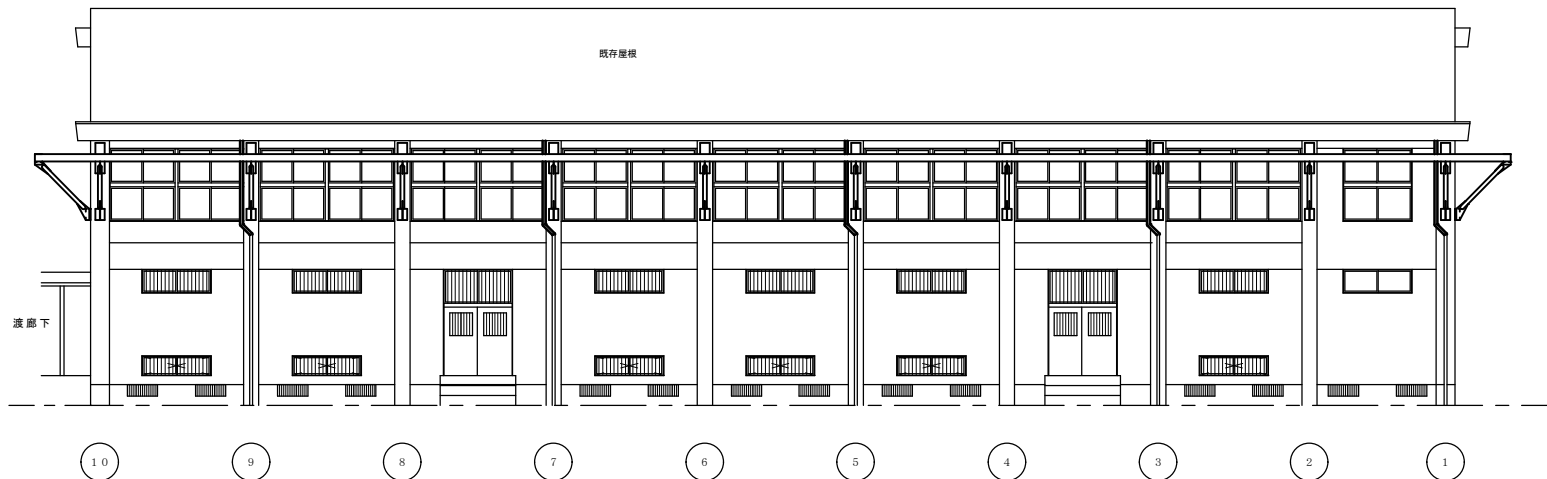
● 図面番号
A-14
● 縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端 18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

管理建築士



改修後 西側 立面図 S=1/100



改修後 北側 立面図 S=1/100

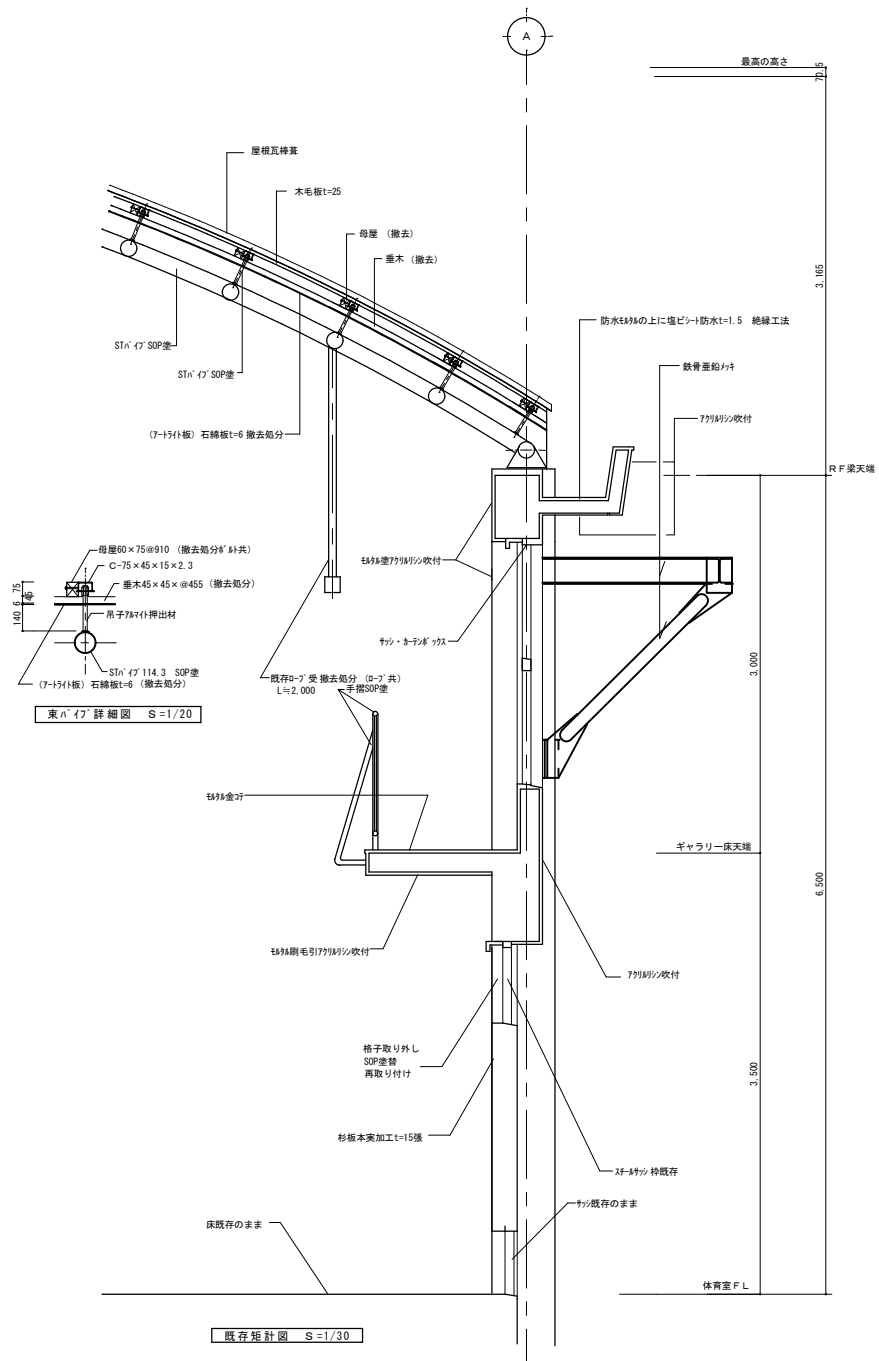
徳島県県土整備部営繕課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校・美馬 体育館改修工事
● 図面名
改修後 立面図-2

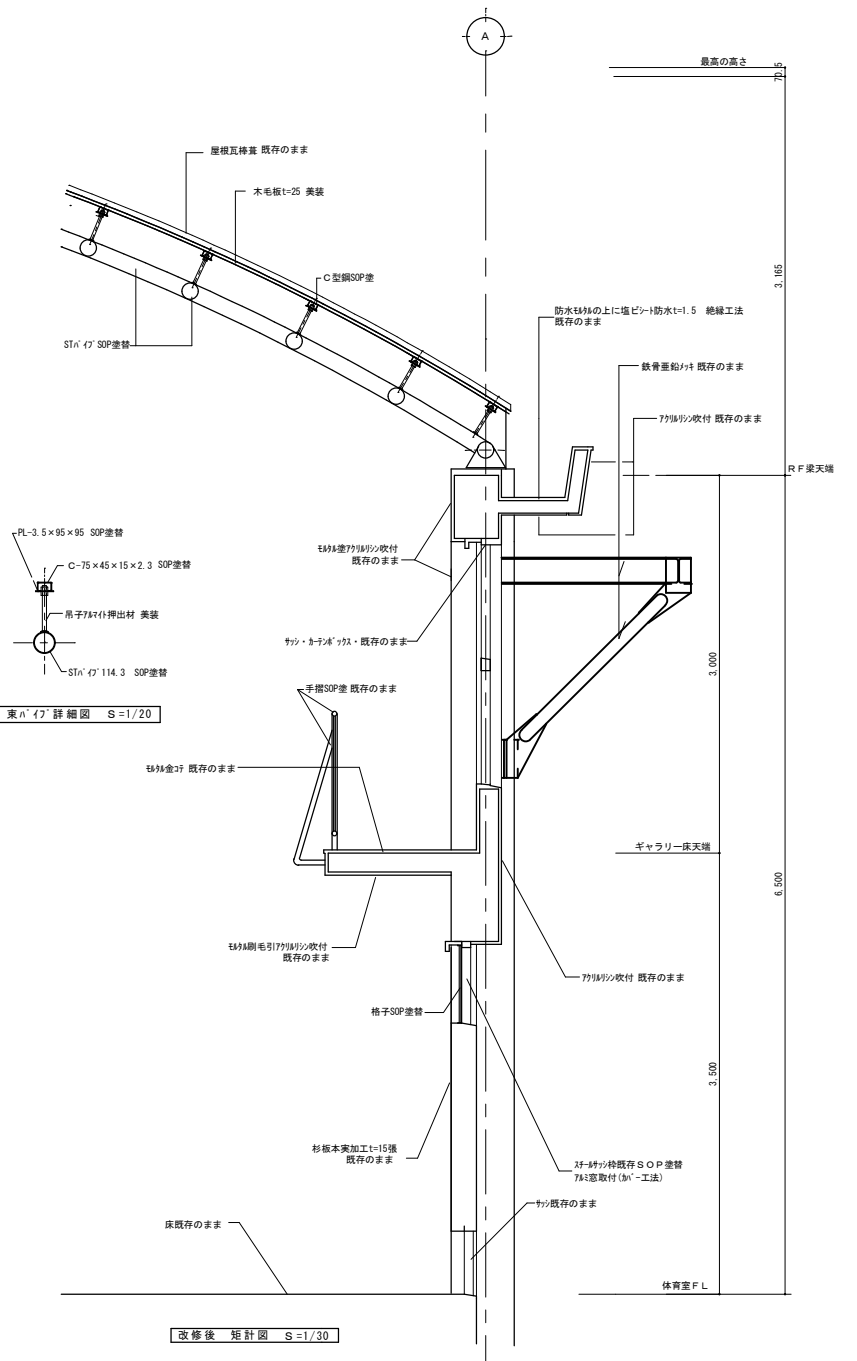
● 図面番号
A-15
● 縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

管理建築士



既存 矩計図 S=1/30



改修後 矩計図 S=1/30

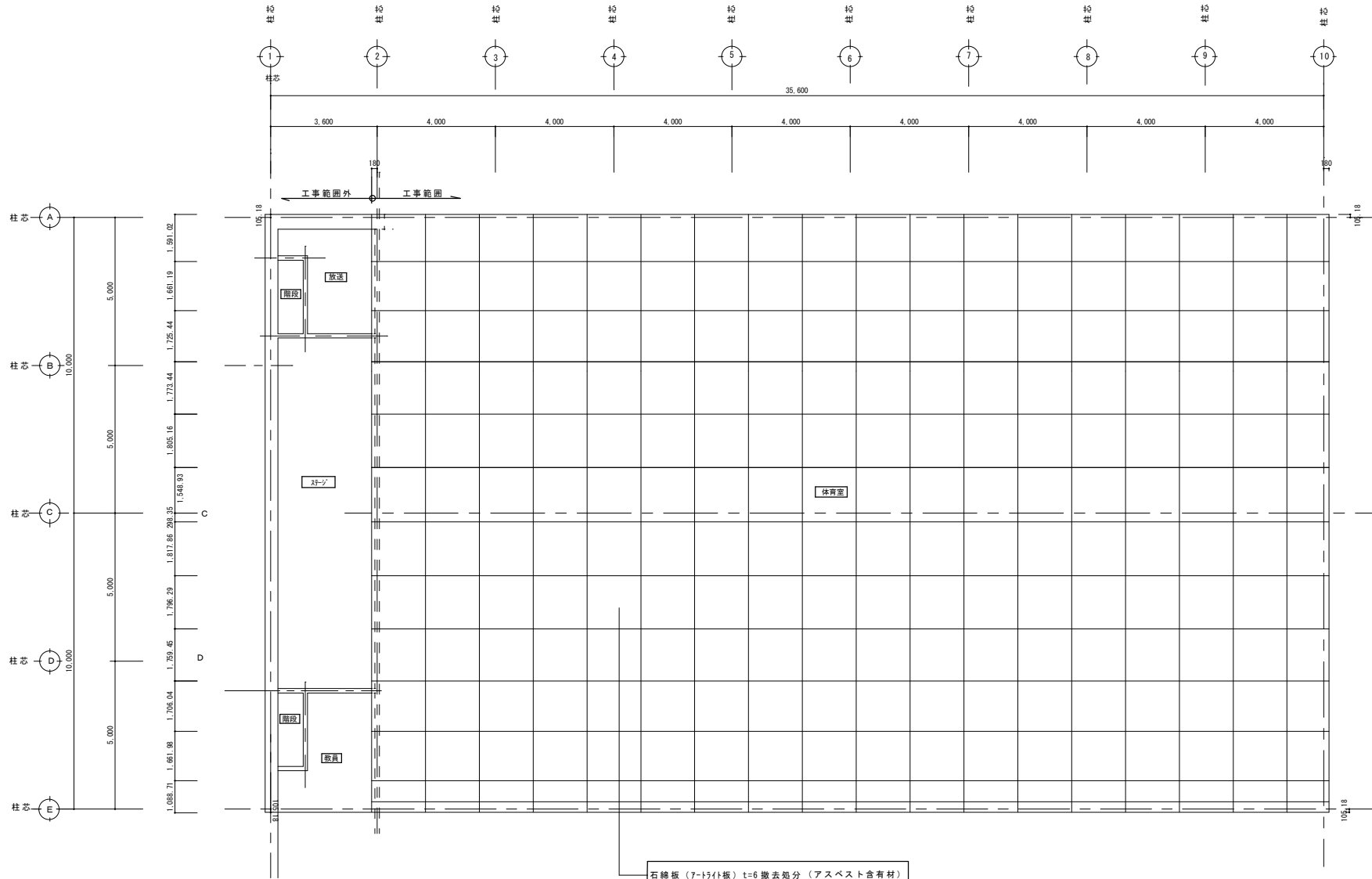
徳島県土木整備部管轄課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校校舎馬分校 美・奥馬 体育館改修工事
●図面名
改修前・改修後 矩計図

●図面番号
A-16
●縮尺
S=1/30・20

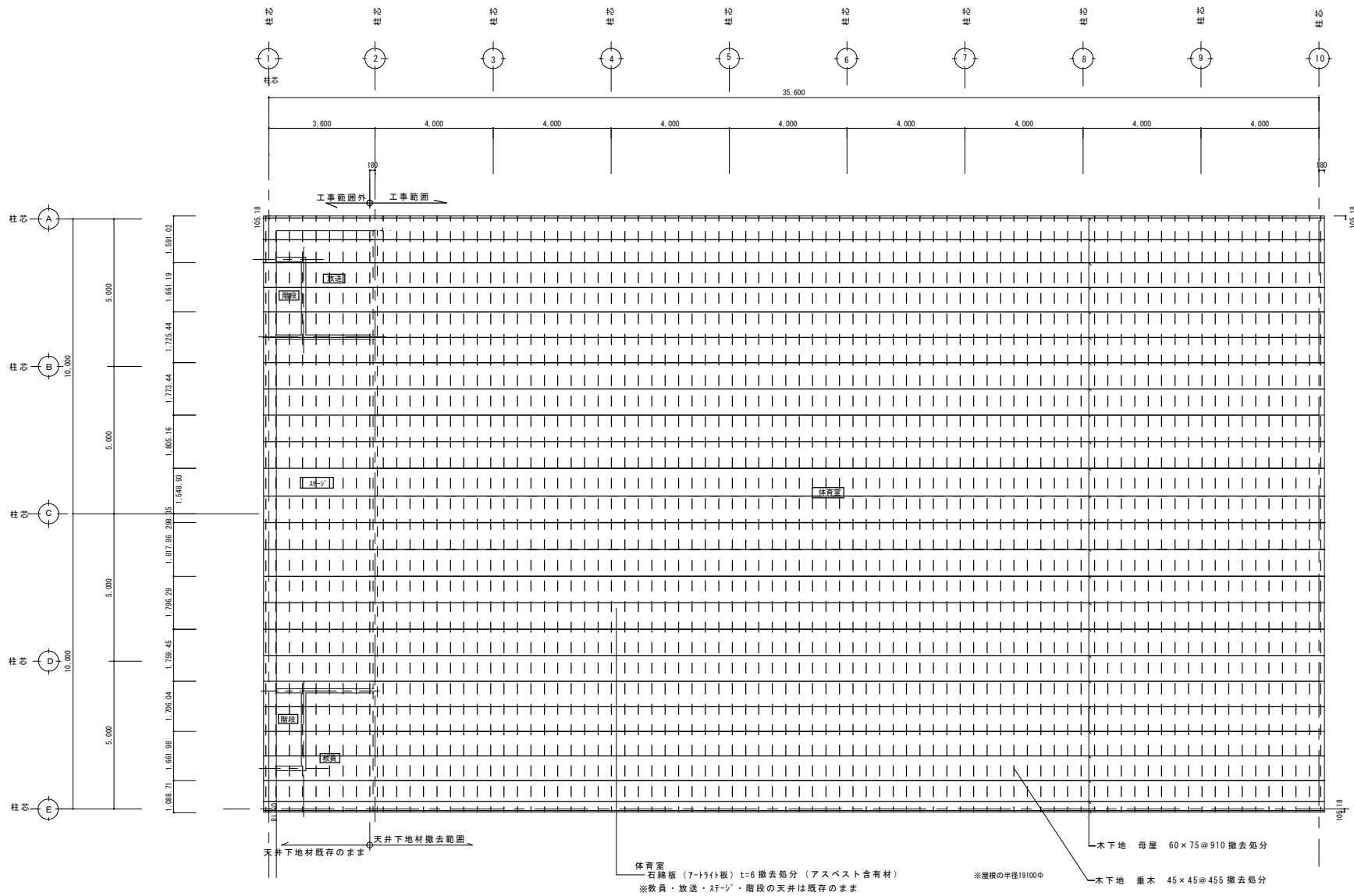
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端 18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
第86221号
TEL 089-636-2712

管理建築士



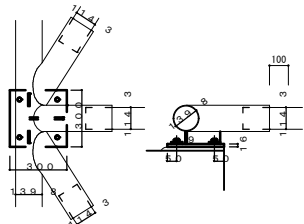
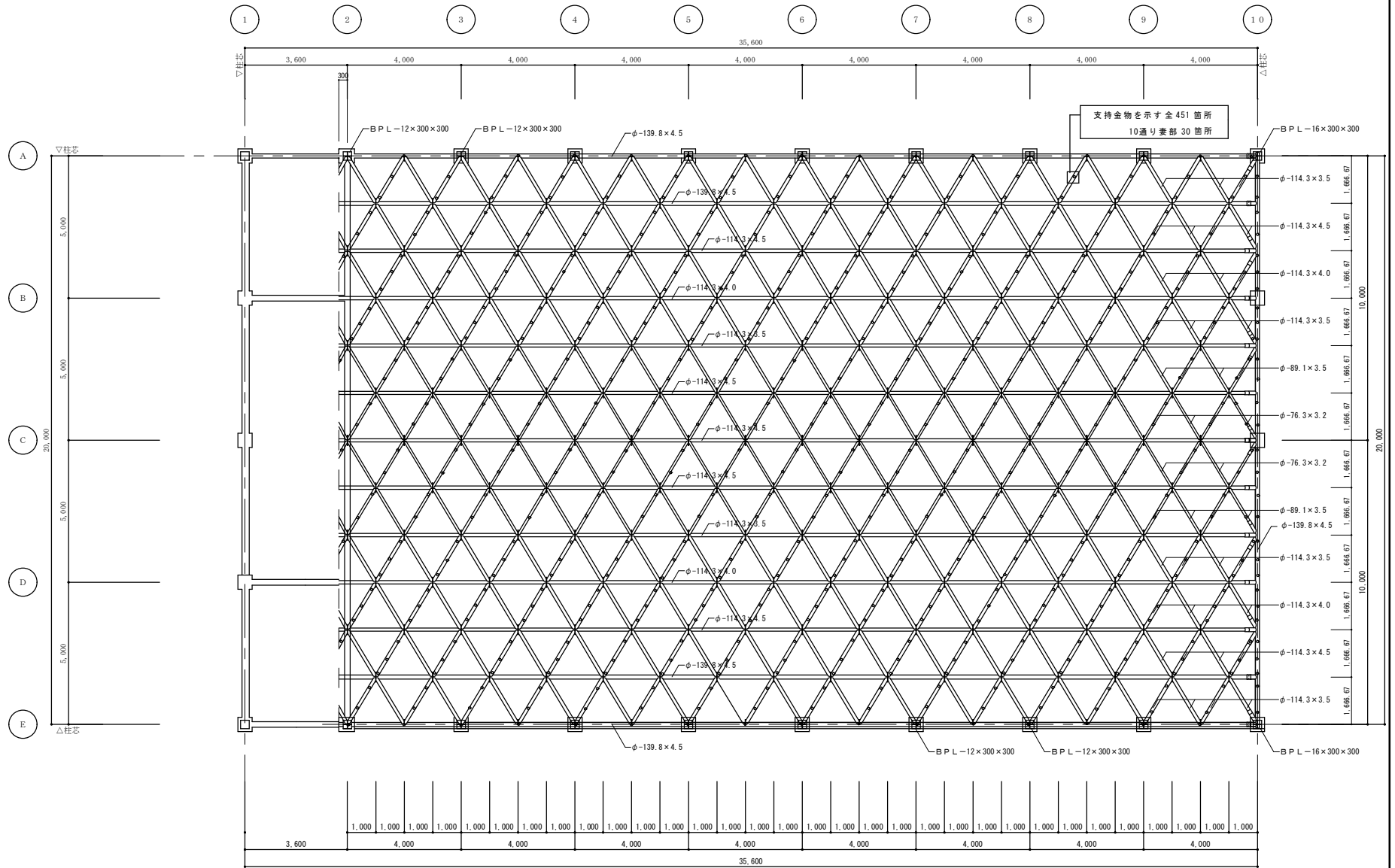
既存 体育室 天井伏図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課		<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 既存 体育室 天井伏図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 A-17 ● 縮尺 S=1/100 	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	--	---	--	-------

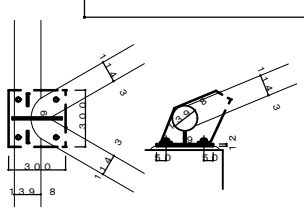


既存体育室天井下地組図 S=1/100

徳島県県土整備部営繕課		<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 既存 体育室天井下地組図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 A-18 ● 縮尺 S=1/100 	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関 藩 通 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	---	---	--	-------



A部詳細図 1/20



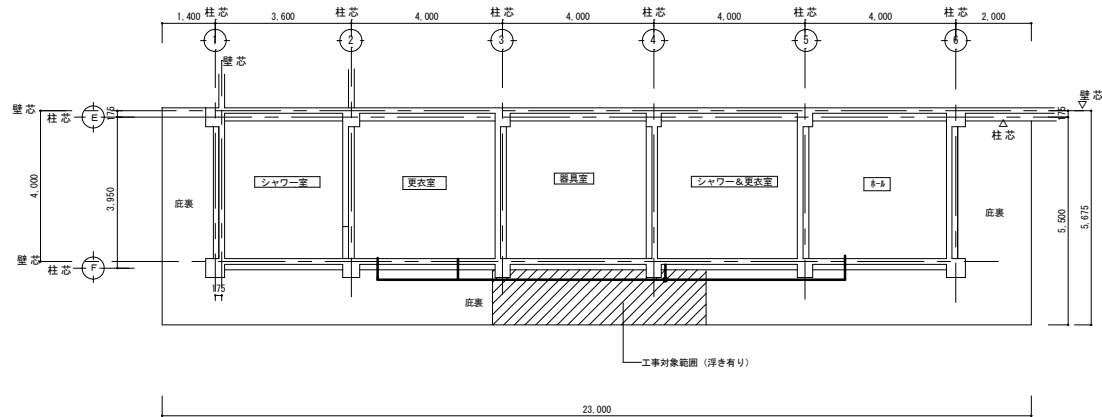
B部詳細図 1/20

小屋伏図 S=1/100

※上記鉄骨材はすべてSOP塗替のごと

※母屋屋梁を示すSOP塗替

徳島県県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校・美馬 体育館改修工事 ●図面名 改修後 小屋伏図 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 A-20 ●縮尺 S = 1/100 	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	---	---	---	-------



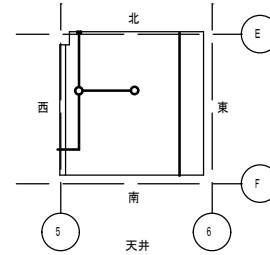
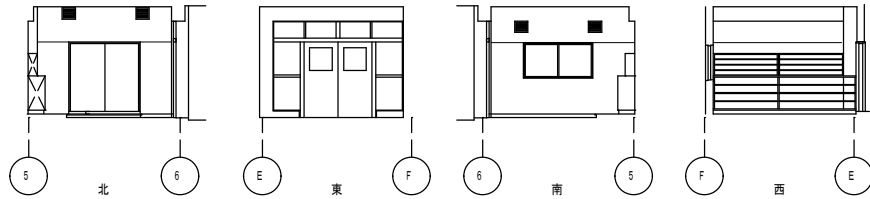
既存 ホール・シャワー&更衣室・器具庫・更衣室・シャワー室 天井伏図 S=1/100




箇所名	天井改修工法
底表	既存アクリルリシン吹付をサンダー掛けにて除去、躯体補修のうえ、アクリルリシン吹付 (ローリング足場設置(参考))
ホ-ル	既存塗膜 (E P-G) E P-G塗替 塗型も同じ
シャ-更衣室	既存塗膜 (E P-G) E P-G塗替 塗型も同じ
器具室	既存塗膜 (E P-G) E P-G塗替 塗型も同じ

※塗装範囲は天井全面とする

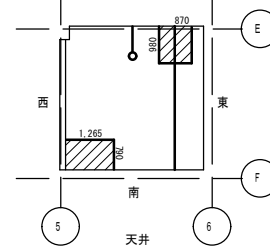
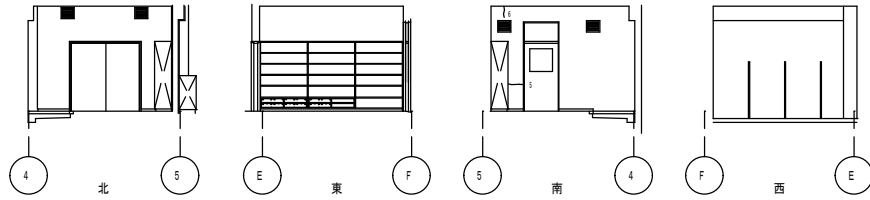
- 電線管=25φ を示す
- 7.44"φX1100φ を示す

ホール

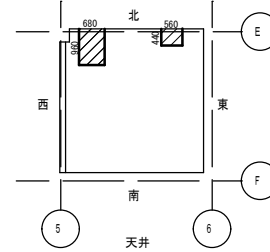
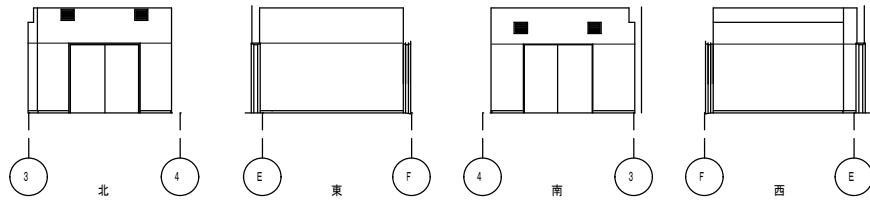


 天井の浮き部を示す (壁の浮きは既存展開図参照)
 なお、塗装範囲は全面とする
 塩ビ電線管を示すφ25φ
 プラックを示す

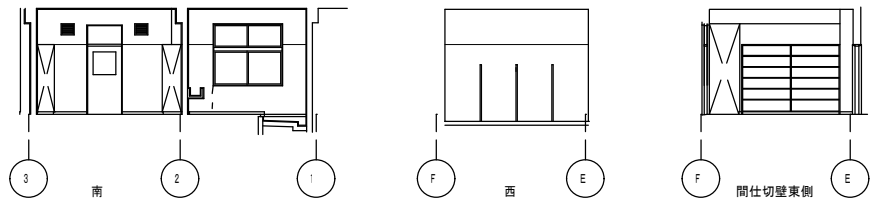
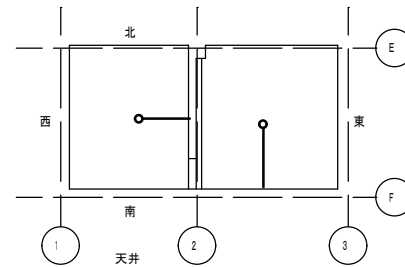
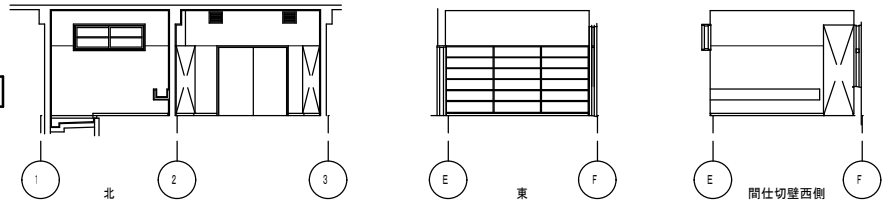
シャワー&更衣室







器具室



シャワー更衣室

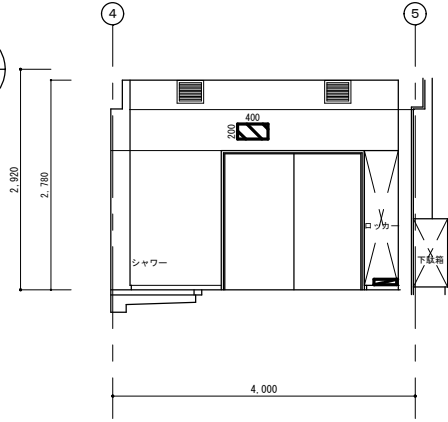


 下地(下地ブタ付) 浮き部を示す

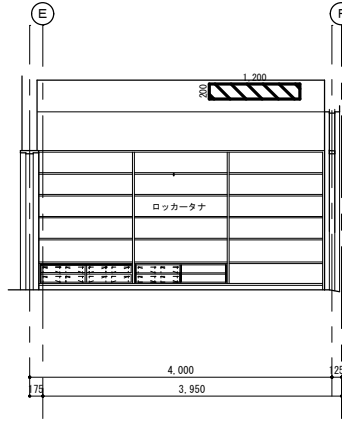
 塩ビ電線管を示す 50φ
 プルボックスを示す
 プルボックスを示す

○ シャワー取り付け口
 ● シャワー調整蛇口(取り付け口)

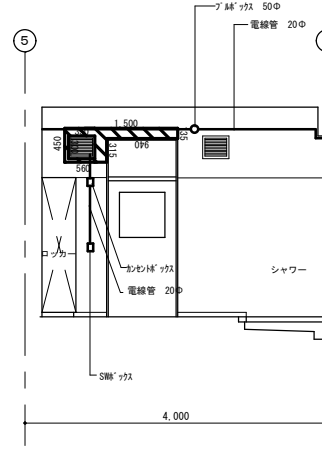
1階
シャワー&
更衣室



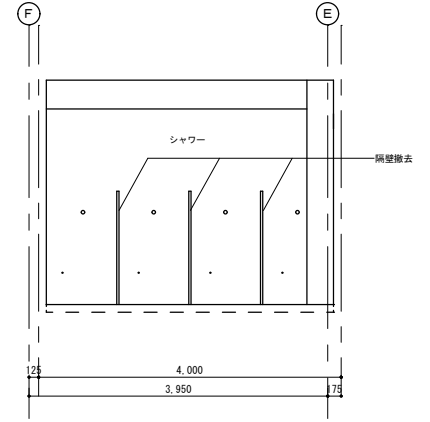
A



B

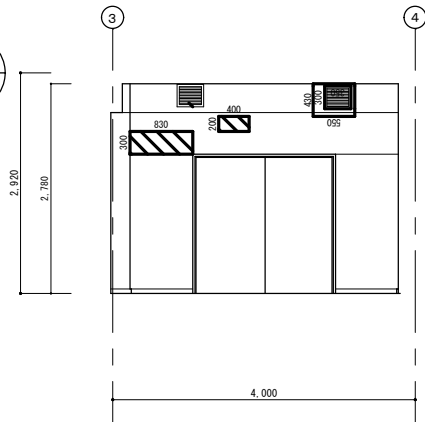


C

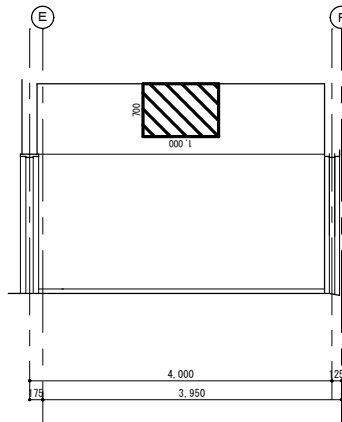


D

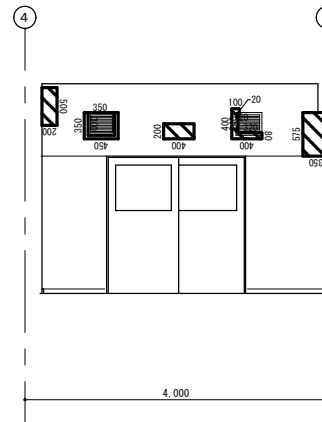
1階
器具室



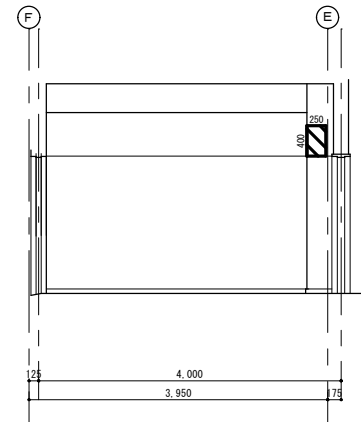
A



B



C



D

徳島県土木整備部管轄課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校校馬分校 美・奥馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 展開図-1

● 図面番号
A-23
● 縮尺
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

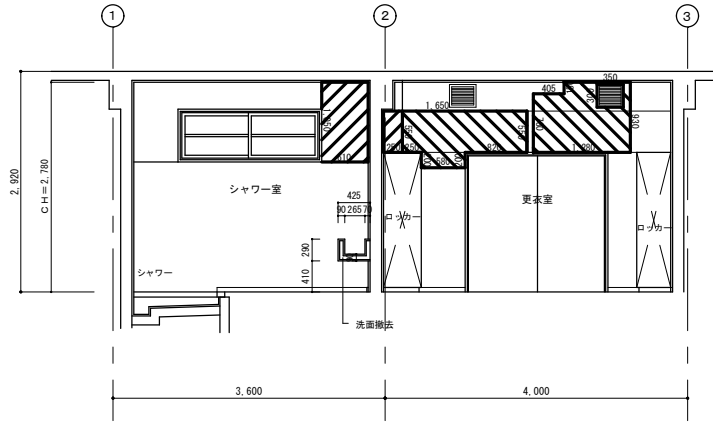
管理建築士

1階
シャワー室

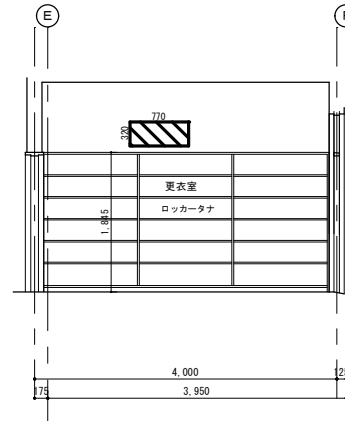
1階
更衣室

下地(下地)33-塗) 浮き部を示す

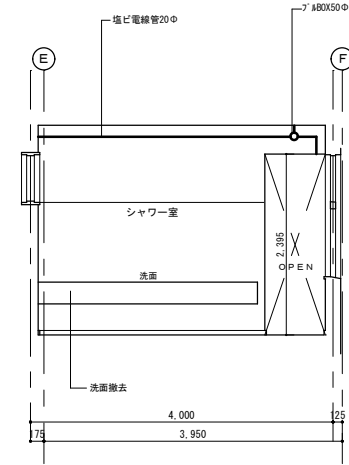
塩ビ電線管を示す
 ○ 7.44φを示す
 □ 7.44φを示す
 ● シワ取り付付口
 ○ シワ調整蛇口(取り付付口)



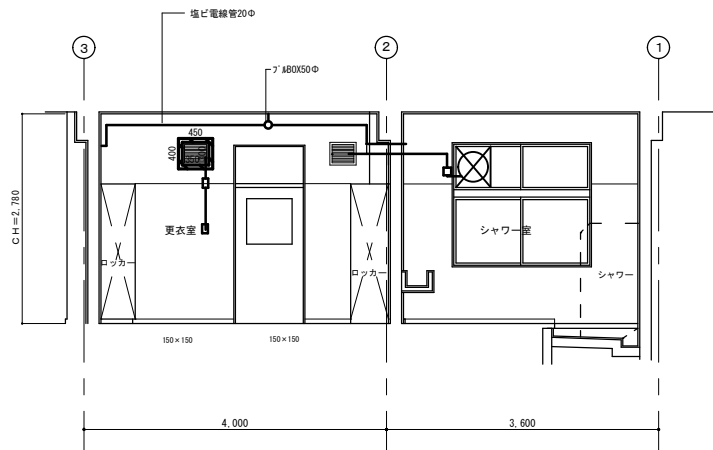
A



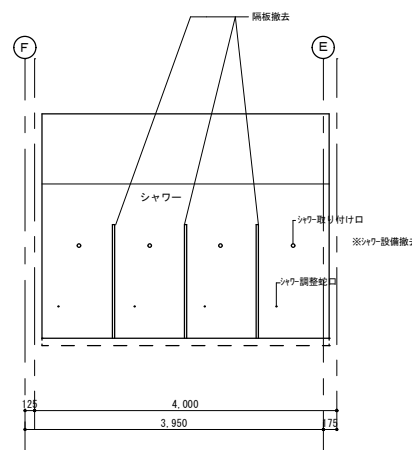
B



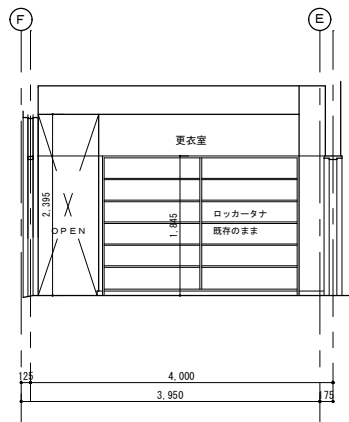
B'



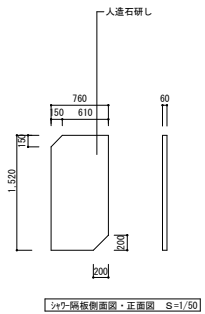
C



D



D'



シワ調整蛇口・正面図 S=1/50

徳島県県土整備部管轄課

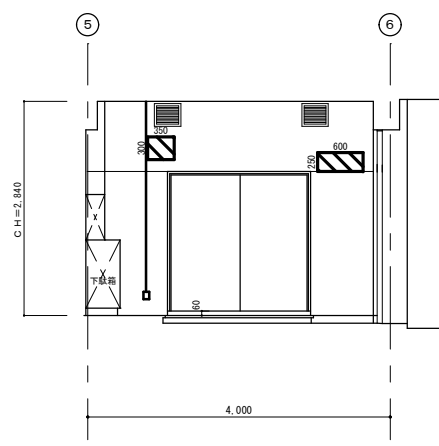
● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 平面図-2

● 図面番号
A-24
● 縮尺
S=1/50

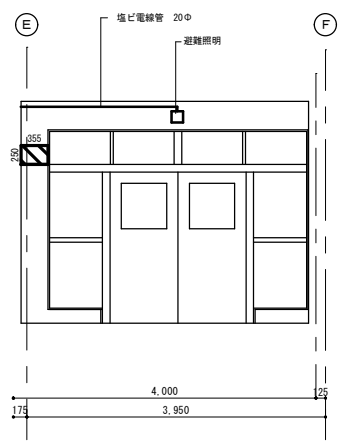
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端 18-5
開 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

管理建築士

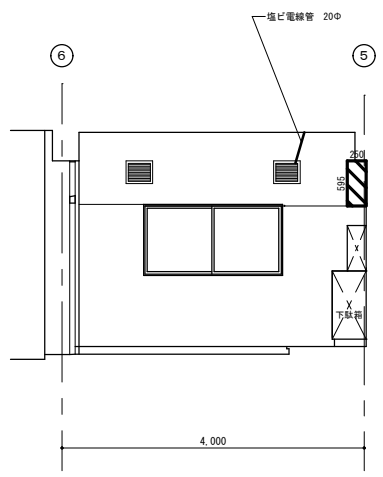
1階
ホール



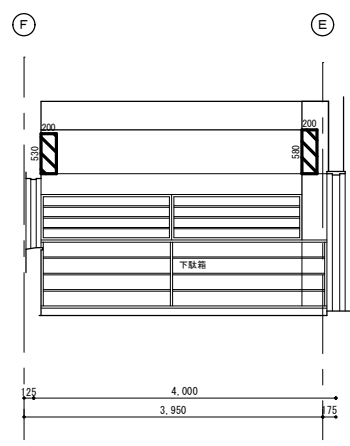
A









B



C



D

-  下地(下地フタ) 浮き部を示す
-  塩ビ電線管を示す
-  フタのフタを示す
-  フタのフタを示す
-  シワ-取り付付口
-  シワ-調整蛇口 (取り付付口)

徳島県土木整備部管轄課

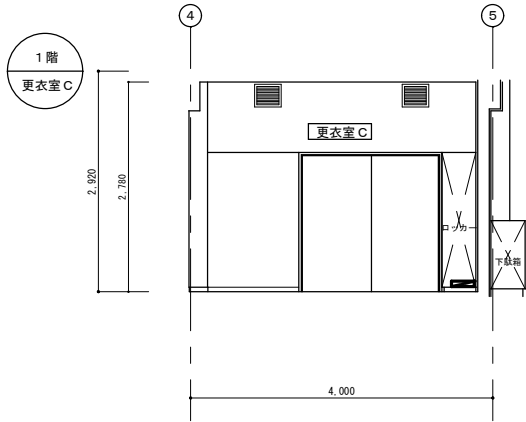
● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・奥馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 展開図-3

● 図面番号
A-25
● 縮尺
S=1/50

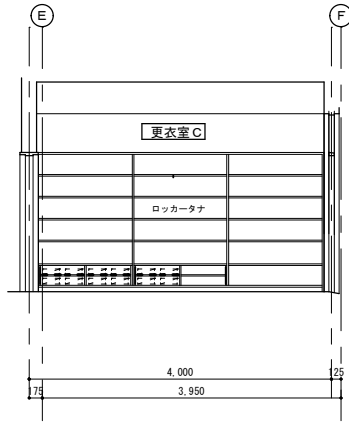
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

○ 塩ビ電線管を示す
 □ プラスチック管を示す
 △ プラスチック管を示す

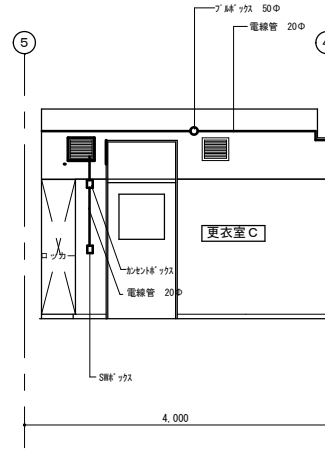
※壁は、全面塗装



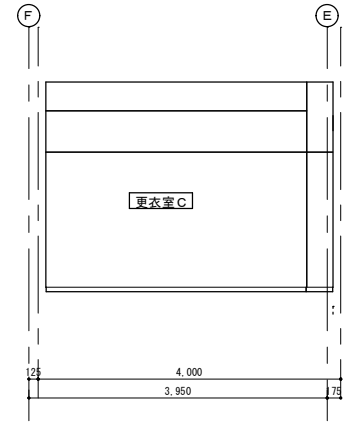
A



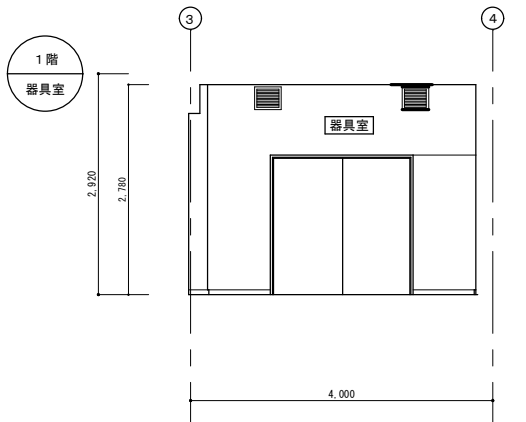
B



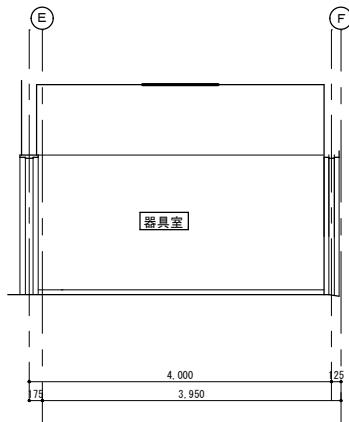
C



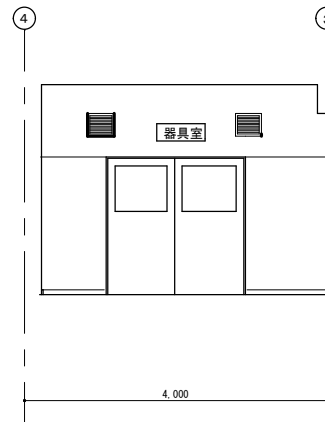
D



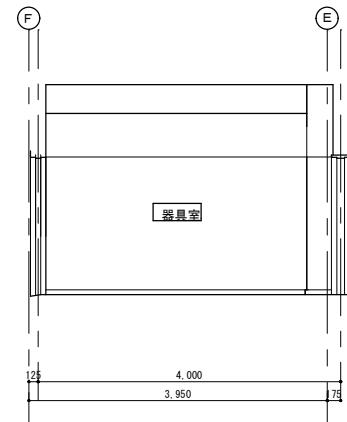
A



B



C



D

徳島県県土整備部営繕課

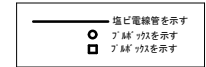
● 工事名
 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
 ● 図面名
 改修後 展開図-1

● 図面番号
 A-26
 ● 縮尺
 S=1/50

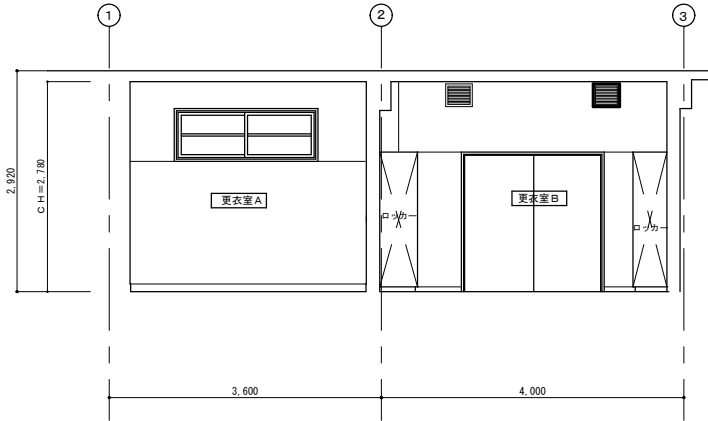
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
 徳島市丈六町山端18-5
 関富 進 一級建築士 建設大臣登録
 TEL 089-636-2712 第86221号

1階
更衣室A

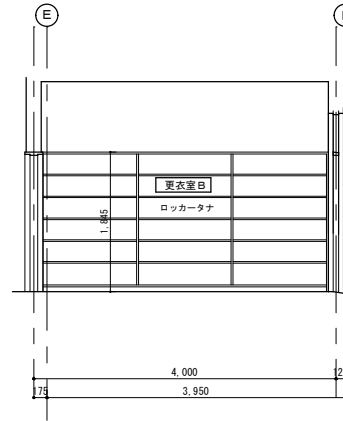
1階
更衣室B



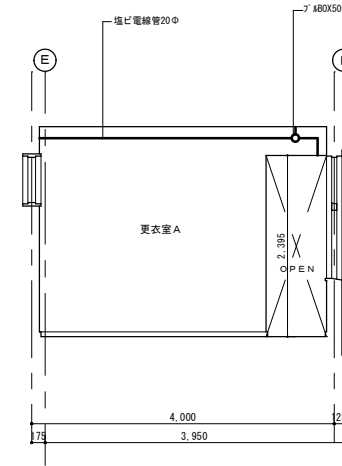
※壁は、全面塗装



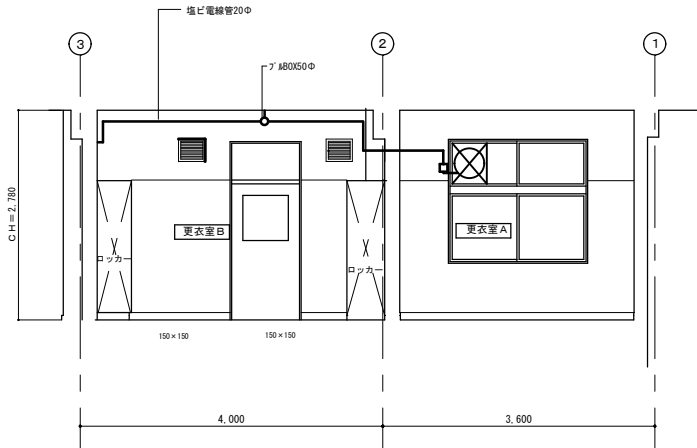
A



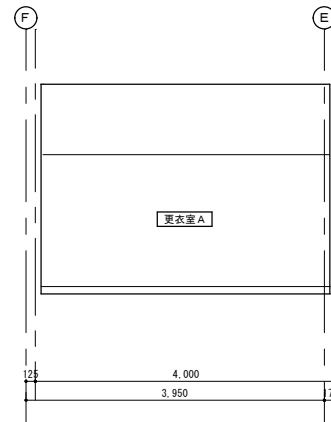
B



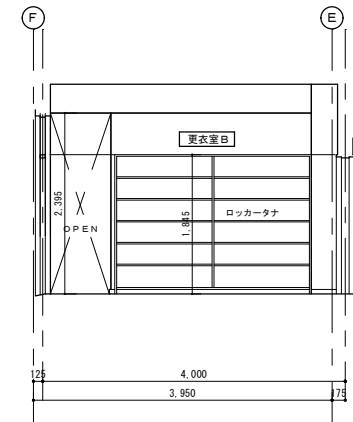
B'



C



D



D'

徳島県県土整備部管轄課

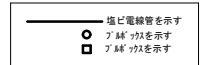
●工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
改修後展開図-2

●図面番号
A-27
●縮尺
S=1/50

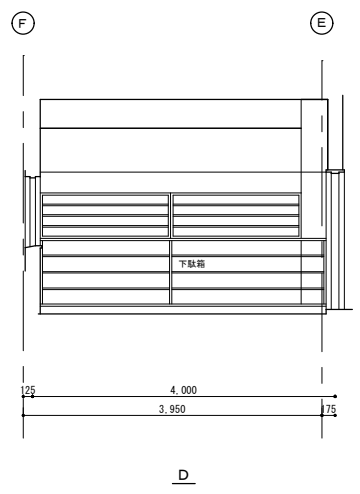
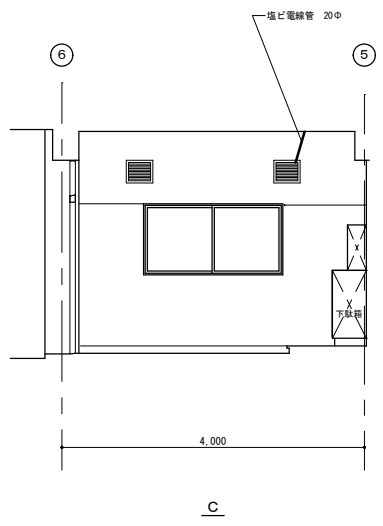
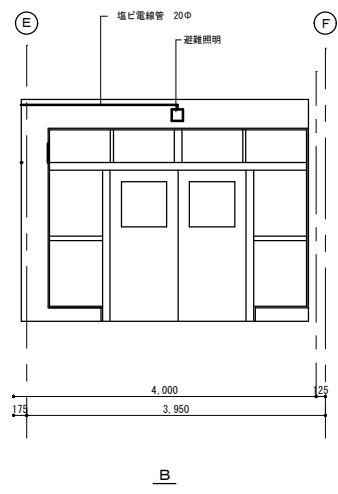
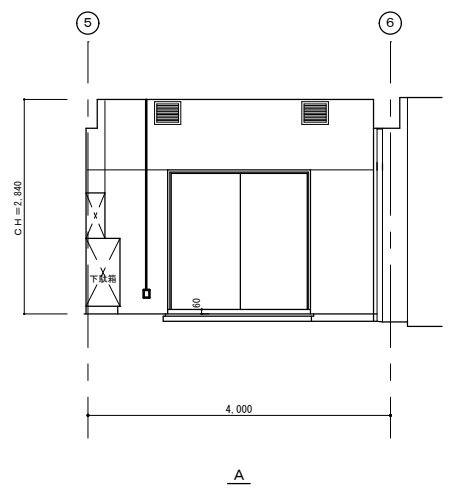
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
開 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

管理建築士

1階
ホール



※壁は、全面塗装



徳島県県土整備部営繕課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
改修後展開図-3

● 図面番号
A-28
● 縮尺
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
開 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

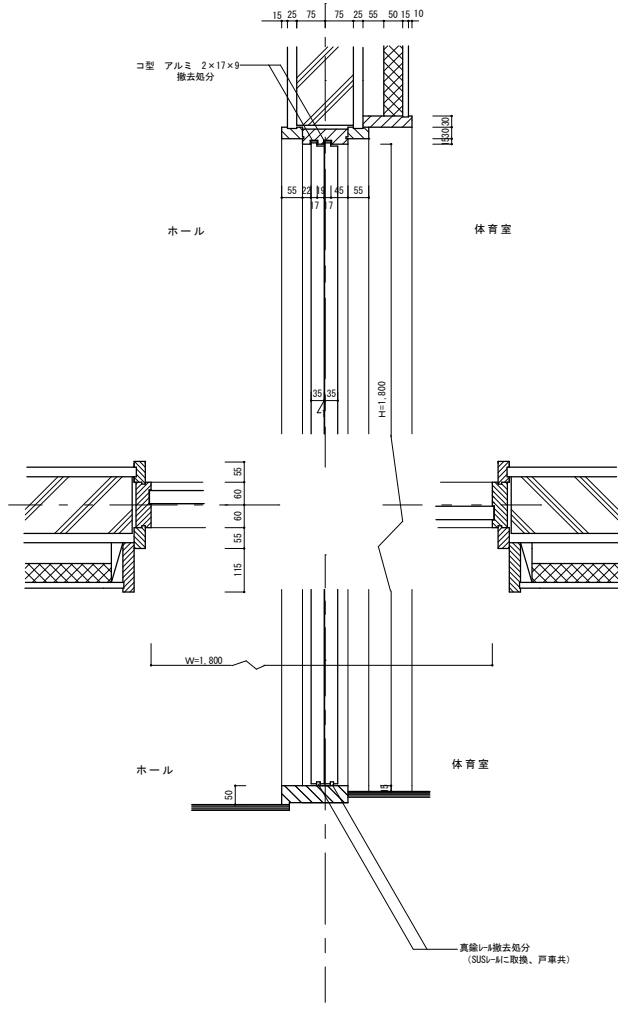
管理建築士

建 具 表

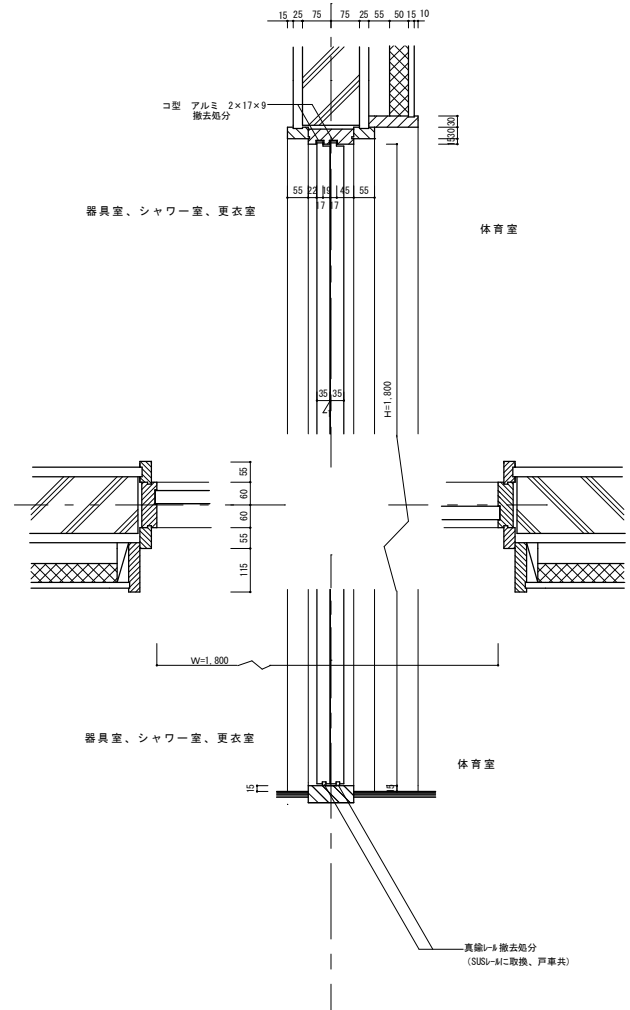
記号	AW 2	引違窓	AD 2	引違戸	WD 2	木製引違フラス戸	○	○	○	○	○	○	○
姿 図	<p>格子SOP塗装 スチール製7&3窓（ｶﾊﾞｰ工法）を設置 スチール製SOP塗装 格子は取り外し、再取り付け、SOP塗装</p>		<p>スチール製7&3戸（ｶﾊﾞｰ工法）を設置 SUS製レールは新設 スチール製SOP塗装 上部格子は取り外し、再取り付け SOP塗装 縦線SOP塗装 引違戸格子はアルミ製特共</p>		<p>（メラミン化粧合板張） 建具新設 熱線吸収を寸法かつレールをSUS製にする （詳細図参照） SUS製レールは新設 検査済のまま 建具特SOP塗装</p>								
室名 数量	体育室	10	体育室	2	トイレ・更衣室・器具室・シャワー室	4							
仕上 見込					35								
ガラス	ST-4		扉部 ST-6	上部 ST-4									
金 物	引手新設		旋錠 引手		引手								
備 考			三方枠はカバー工法、上部窓はカバー工法 上部窓格子は取り外し、再取り付け SOP塗装										
記号	○		○		○		○		○		○		○
姿 図													
室名 数量													
仕上 見込													
ガラス													
金 物													
備 考													
記号	○		○		○		○		○		○		○
姿 図													
室名 数量													
仕上 見込													
ガラス													
金 物													
備 考													

凡 例 (符号)			(金物)			(ガラス)						
SD : スチール製ドア	SS : スチール製シャッター	FD : 板フスマ	PH : ビボットヒンジ	FH : フローアヒンジ	FL : フロートガラス	FW : 網入型板ガラス	G : 熱線吸収ガラス グレー					
SSD : ステンレス製ドア	AG : アルミニウム製ガラリ	F : フスマ	DC : ドアチェック	LH : レバーハンドル	F : 型板ガラス	GB : ガラスブロック	B : 熱線吸収ガラス ブロンズ					
AD : アルミニウム製ドア	WD : 木製ドア	P : 障子			SG : スリガラス	ST : 学校向け強化ガラス	FL3・A6・FL3 : 複層ガラス					
AW : アルミニウム製窓	WW : 木製窓	T : トイレブース			PW : 網入型板ガラス	H : 熱線吸収ガラス ブルー	(Aは空気層を示す)					

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事	●図面番号 A-29	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端 18-5	管理建築士
	●図面名 改修後 建具表	●縮尺 S=1/100	関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL. 088-636-2712	第8221号



既存 WD-2 ホール 詳細図 S=1/10



既存 WD-2 器具室、シャワー室更衣室 詳細図 S=1/10

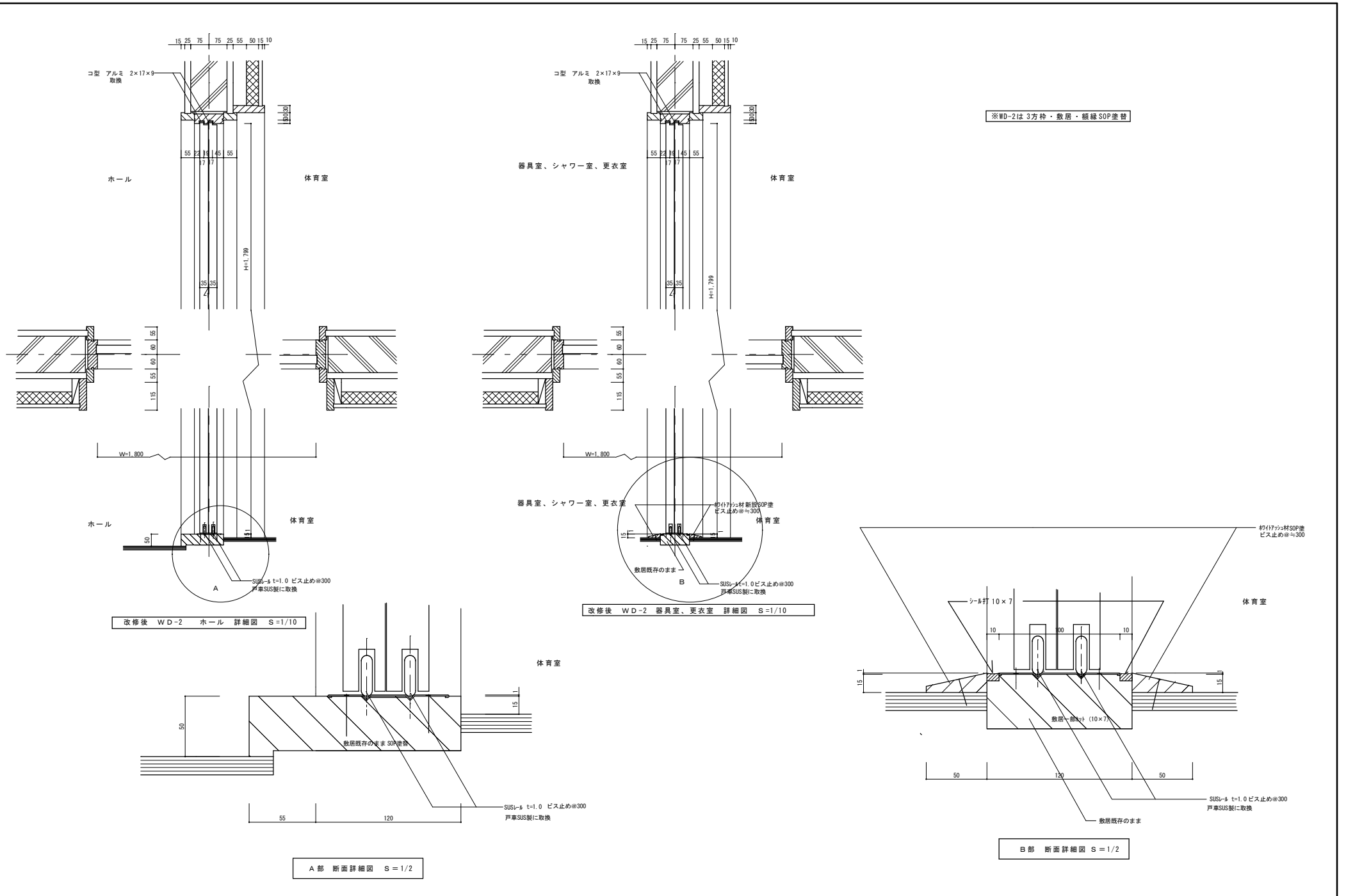
徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
既存 WD-2 詳細図

●図面番号
A-30
●縮尺
S=1/10

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



※WD-2は3方枠・敷居・額縁SOP塗替

改修後 WD-2 ホール 詳細図 S=1/10

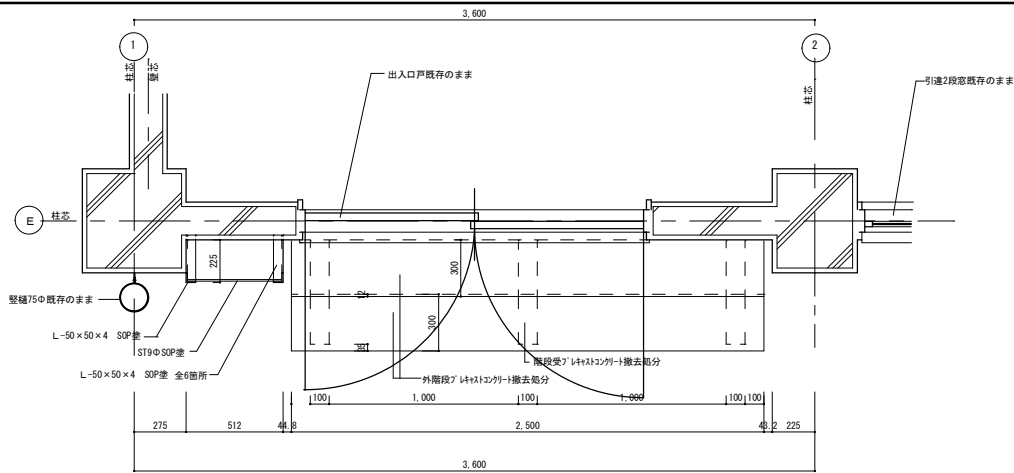
改修後 WD-2 器具室、更衣室 詳細図 S=1/10

A部 断面詳細図 S=1/2

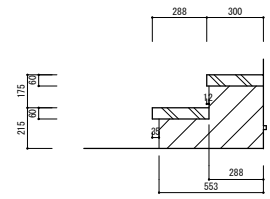
B部 断面詳細図 S=1/2

徳島県土木整備部管轄課	●工事名	●図面番号	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 開富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号	管理建築士
	R3 当館 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事	A-31		
	●図面名	●縮尺		
	改修後 WD-2 ホール、器具室、更衣室 詳細図	S=1/2・10		

TEL 088-636-2712

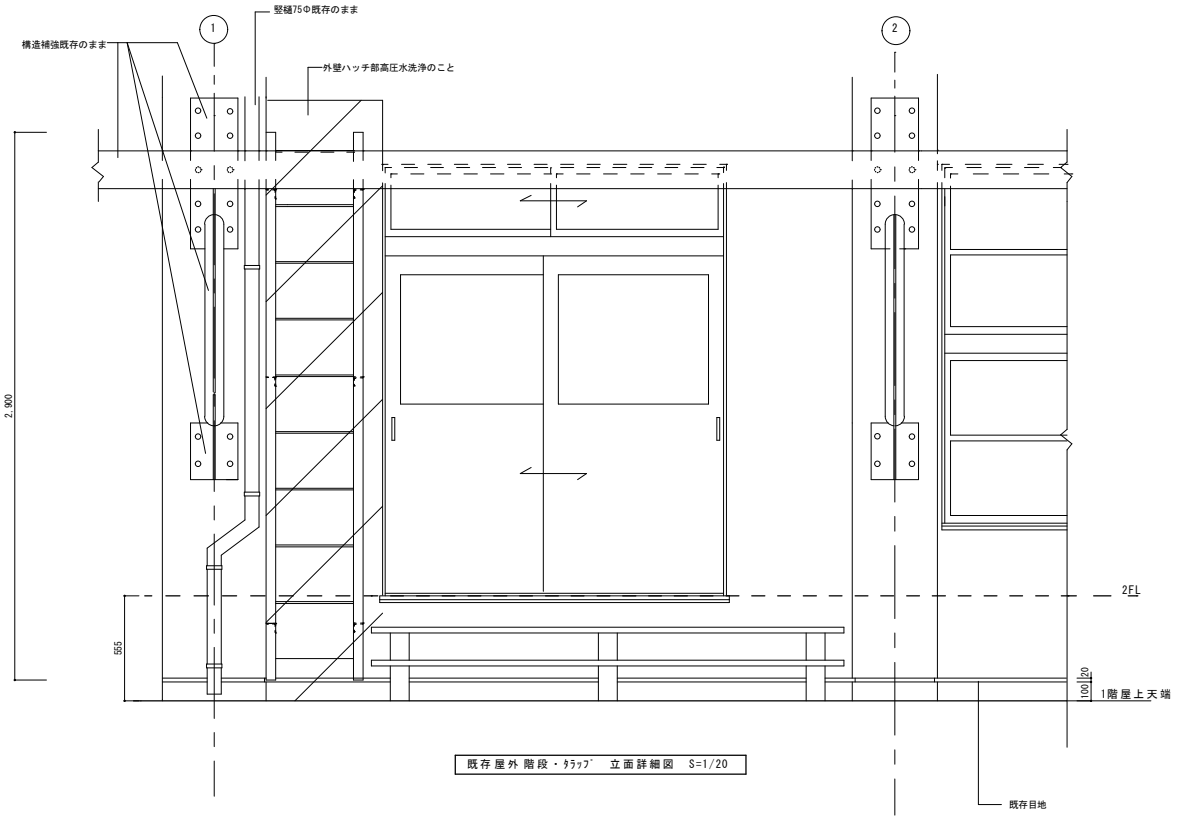


既存屋外階段・ラック 平面詳細図 S=1/20



※ブレイク階段撤去してアルミ製階段を設置する

既存屋外階段 断面詳細図 全2箇所 S=1/20



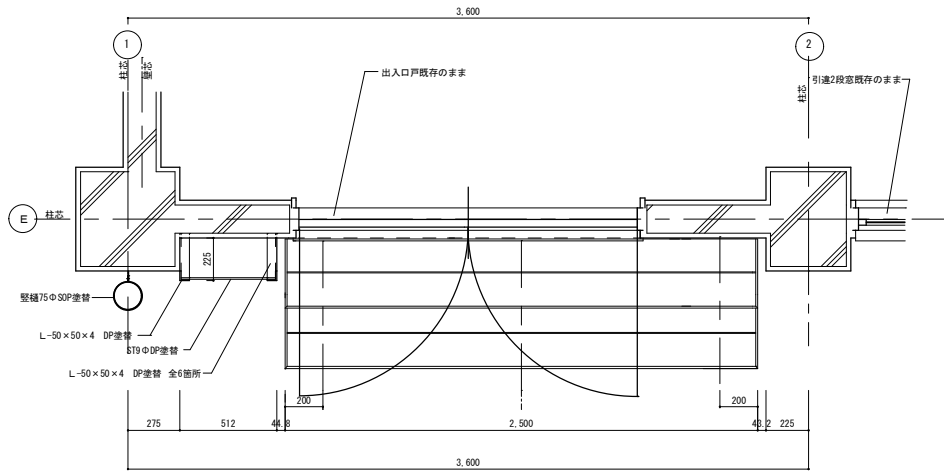
既存屋外階段・ラック 立面詳細図 S=1/20

徳島県土木整備部管轄課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
既存 屋外階段・ラック 詳細図

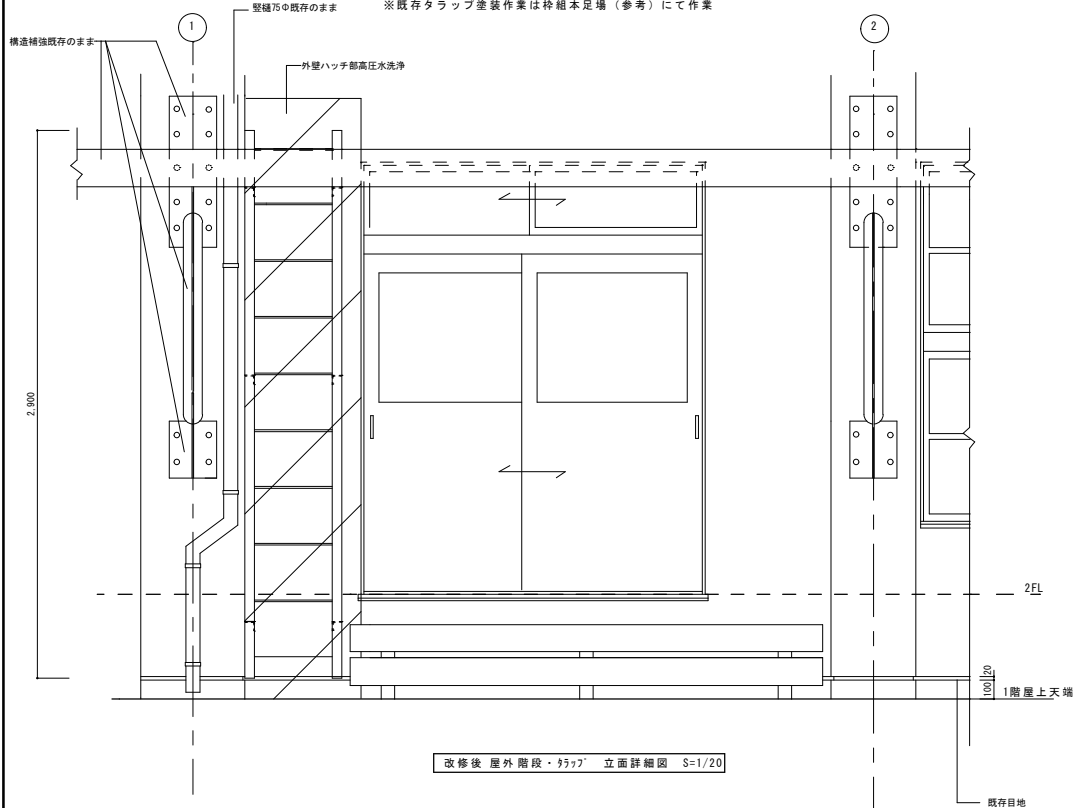
● 図面番号
A-32
● 縮尺
S=1/20

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

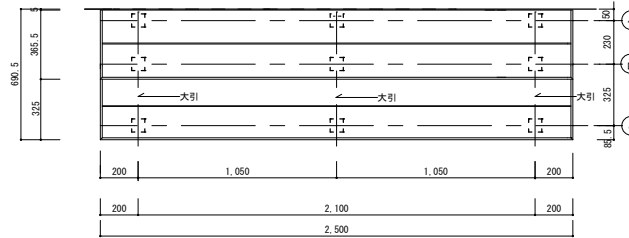


改修後 階段・タラップ 平面詳細図 S=1/20

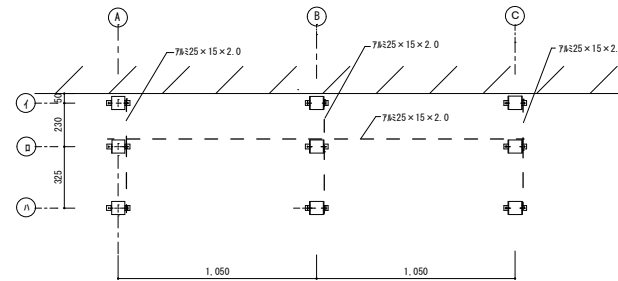
※既存タラップ塗装作業は枠組本足場（参考）にて作業



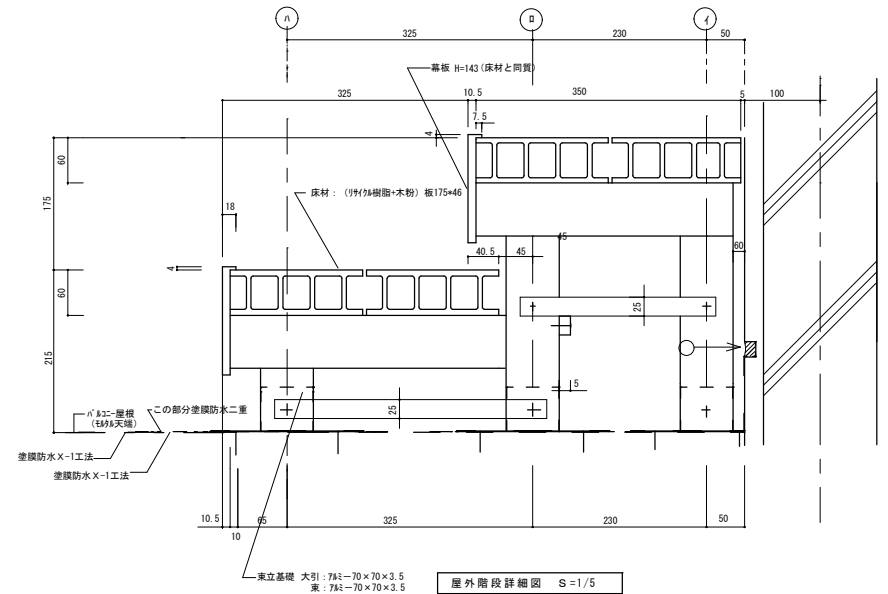
改修後 屋外階段・タラップ 立面詳細図 S=1/20



屋外階段 平面詳細図 S=1/20



東 伏図 S=1/20



屋外階段詳細図 S=1/5

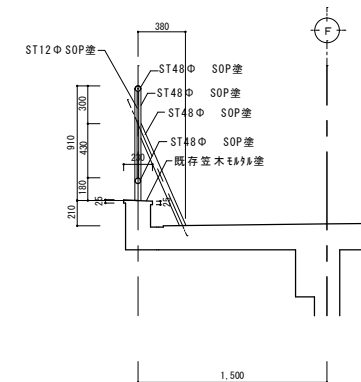
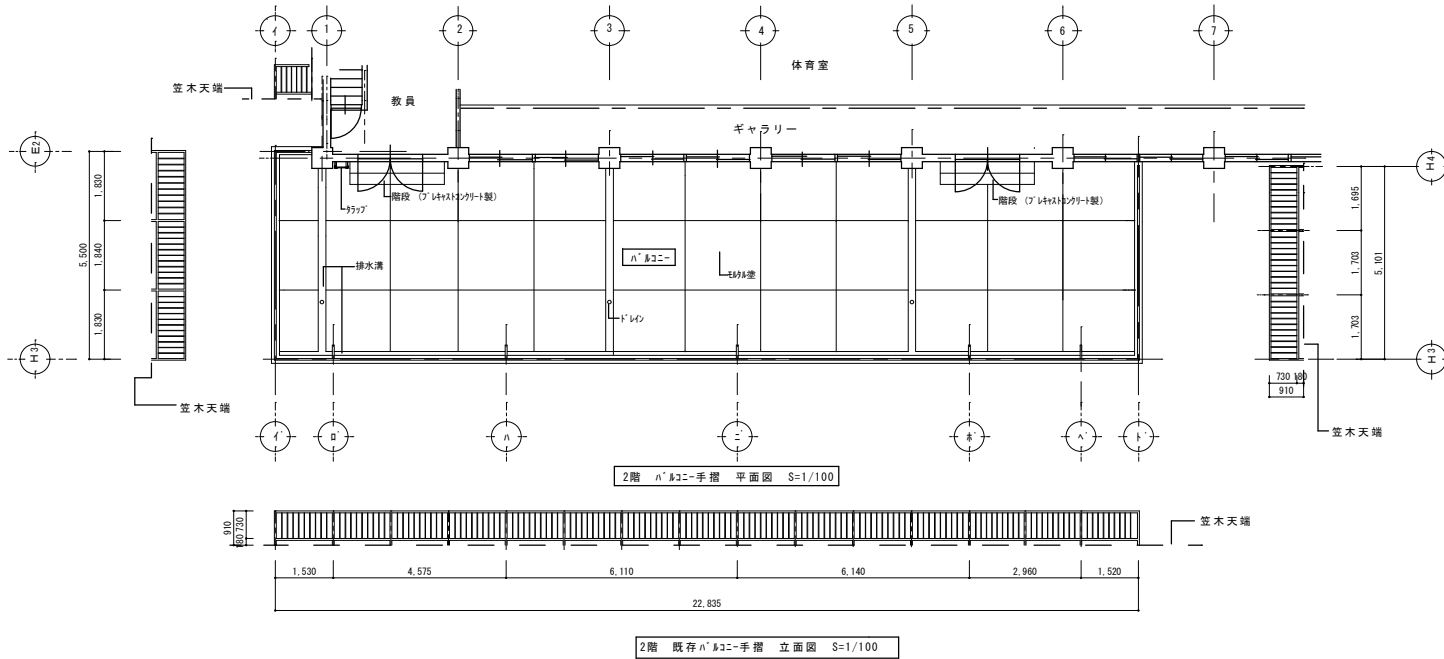
徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
改修後 タラップ・屋外階段 詳細図

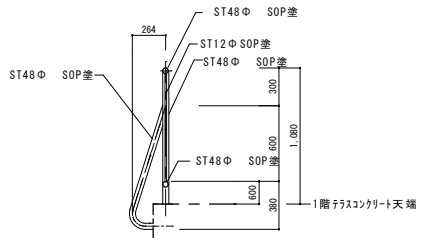
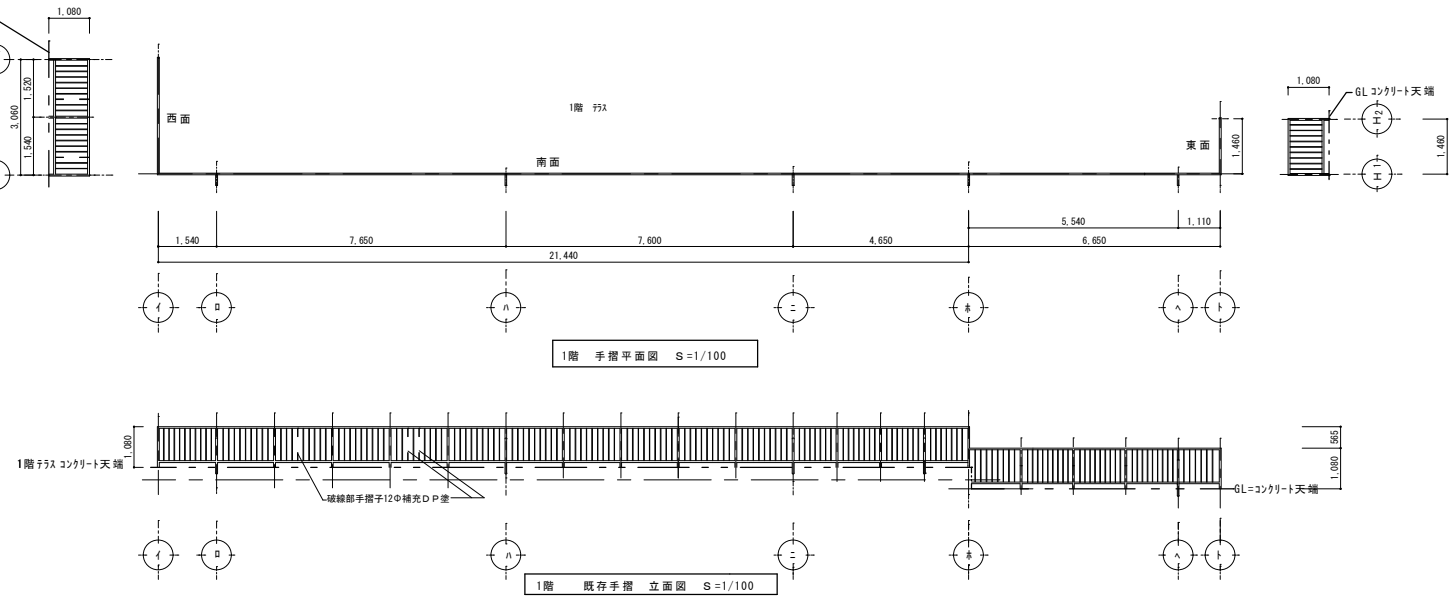
●図面番号
A-33
●縮尺
S=1/5・20

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
第86221号
TEL 089-636-2712

管理建築士



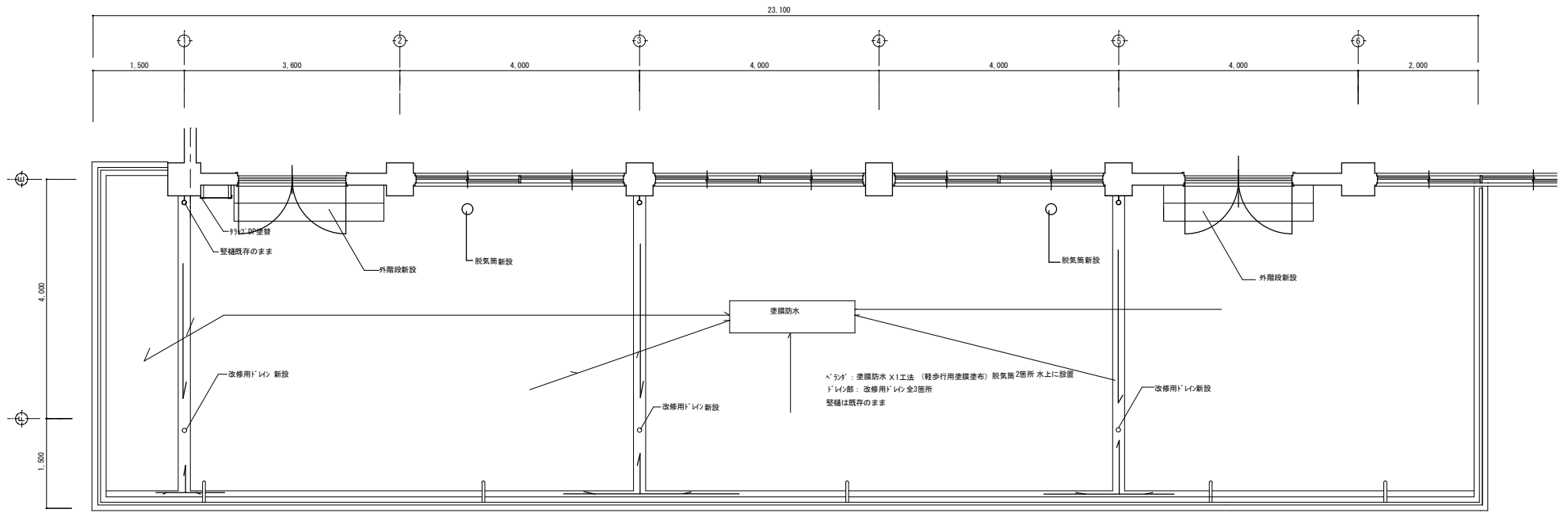
2階 既存手摺補強部断面図 S=1/30
 ※手摺は1.2階共DP塗り替え



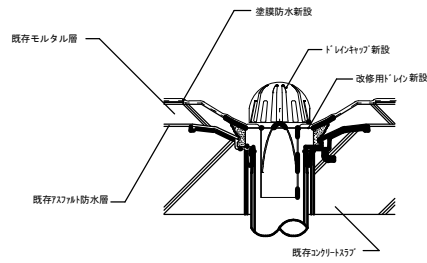
※手摺は1.2階共DP塗り替え

1階 既存補強部断面図 S=1/30
 ※GL=コンクリート天端も同じ

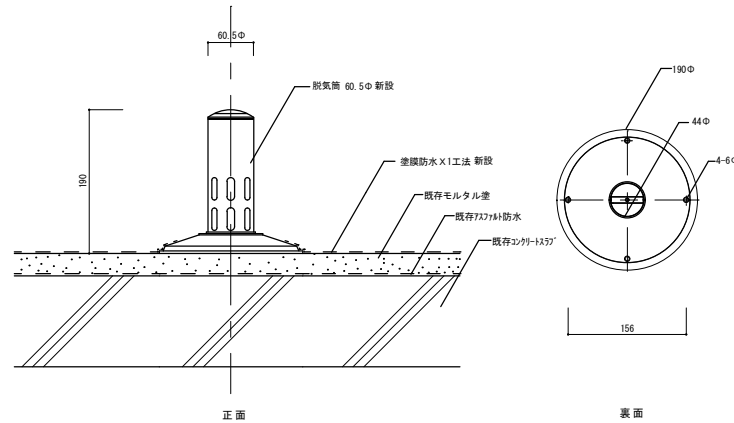
徳島県土整備部管轄課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事	●図面番号 A-34	●図面名 既存 1.2階 手摺部 平面・立面図	●縮尺 S=1/30, 100	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
------------	---------------------------------------	---------------	----------------------------	--------------------	---	-------



2階ベランダ平面図 S=1/50



改修型ドレン詳細図 S=1/7



脱気塔詳細図 S=1/5

脱気筒	項目	性能・性状
	材質	ステンレス (SUS 304)
	内径の寸法	1" 以内

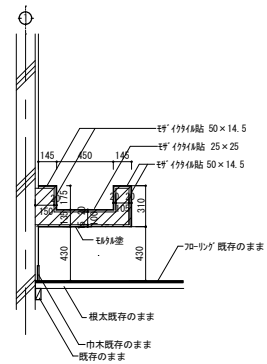
徳島県土木整備部営繕課

●工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
●図面名
改修後 2階ベランダ 塗膜防水平面図

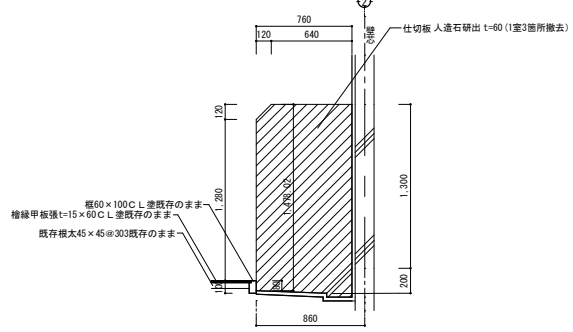
●図面番号
A-35
●縮尺
S=1/50

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

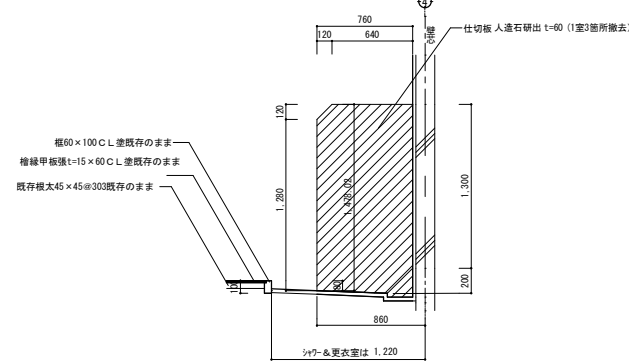
管理建築士



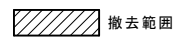
手洗 詳細図 S=1/30



シャワー室 仕切板部 詳細図 S=1/30

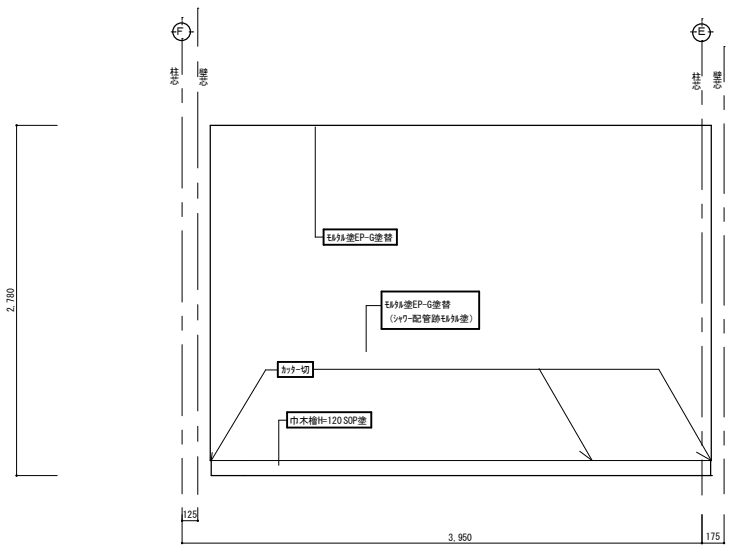


シャワー・更衣室 仕切板部 詳細図 S=1/30

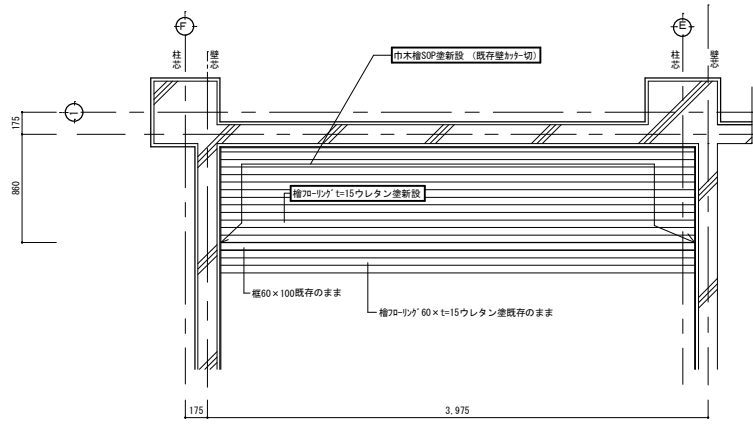


既存シャワー室 手洗・シャワー仕切板 詳細図

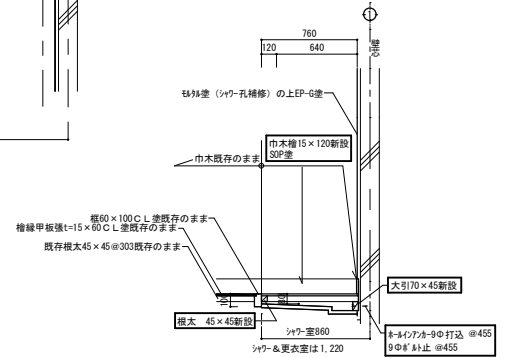
■ 改修後



更衣室 A・C 展開図 D 面 S=1/30



更衣室 A・C 平面詳細図 S=1/30



シャワー室床 断面詳細図 S=1/30

※大引・根太は檜一等材とする
巾木は檜無節材とする

徳島県県土整備部管轄課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
既存シャワー仕切撤去及び新設床張・更衣室 A・C 詳細図

● 図面番号
A-36
● 縮尺
S=1/30

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端 18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

管理建築士